



全ト協発第638号(環)
平成31年3月8日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本克巳



**「放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領及び核燃料物質等
車両運搬規則関係取扱要領について(依命通達)」の一部改正について**

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「放射性同位元素等車両運搬規則等の一部を改正する省令」(平成30年国土交通省令第90号)が平成30年12月26日付で公布されたことに伴い、今般、別添のとおり、国土交通省鉄道局長及び国土交通省自動車局長連名により「放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領及び核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領について(依命通達)」の一部改正について通知がありました。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をよろしくお願い申し上げます。

なお、今般の取扱要領(依命通達)の一部改正概要を記した別紙を、参考添付します。

【本件に関する問い合わせ先】

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部 荻原

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019



国鉄安第 87号
国自環第156号
平成31年2月28日

公益社団法人 全日本トラック協会 会長 殿

国土交通省鉄道局長



国土交通省自動車局長



「放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領及び核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領について（依命通達）（平成2年12月27日付け官鉄保第127号、貨技第144号）」の一部改正について

標記について、放射性同位元素等車両運搬規則等の一部を改正する省令（平成30年国土交通省令第90号）が公布されたことに伴い、別添新旧対照表のとおり改正したので、平成31年9月1日以降はこれにより取り扱われたい。

「放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領及び核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領について（依命通達）」の一部を改正する新旧対照表

改正案	現 行
<p>別添 1</p> <p>放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領</p> <p>1. 目的</p> <p>本要領は、放射性同位元素等車両運搬規則（昭和52年運輸省令第33号。以下「規則」という。）及び放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示（平成2年運輸省告示第595号。以下「告示」という。）の主な条項の解釈及び取扱い並びに放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「放射性同位元素等規制法」という。）第18条第2項（同法第25条の5の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する確認の申請、規則第18条の承認の申請（以下「特別措置運搬承認申請」という。）及び放射性同位元素等に係る登録運搬方法確認機関に関する省令（平成17年国土交通省令第60号）第2条の承認（以下「積載方法承認」という。）の申請等について実施細則を定め、もって、これらの円滑、かつ、適正な実施を図ることを目的とする。</p> <p>2. 規則及び告示中の主な条項の解釈及び取扱い</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 規則第8条関係</p> <p>(イ) 開放型のコンテナであって側方が開放されているものにあつては、当該コンテナの四隅の柱、床板の側面等の側方からできるだけ見やすい箇所に告示第4条に定める標識を付すこと。</p>	<p>別添 1</p> <p>放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領</p> <p>1. 目的</p> <p>本要領は、放射性同位元素等車両運搬規則（昭和52年運輸省令第33号。以下「規則」という。）及び放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示（平成2年運輸省告示第595号。以下「告示」という。）の主な条項の解釈及び取扱い並びに放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「放射線障害防止法」という。）第18条第2項に規定する確認の申請、規則第18条の承認の申請（以下「特別措置運搬承認申請」という。）及び放射性同位元素等に係る登録運搬方法確認機関に関する省令（平成17年国土交通省令第60号）第2条の承認（以下「積載方法承認」という。）の申請等について実施細則を定め、もって、これらの円滑、かつ、適正な実施を図ることを目的とする。</p> <p>2. 規則及び告示中の主な条項の解釈及び取扱い</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 規則第8条関係</p> <p>(イ) 開放型のコンテナであって側方が開放されているものにあつては、当該コンテナの四隅の柱、床板の側面等の側方からできるだけ見やすい箇所に告示第4条に定める標識を付すこと。</p>

(ロ)～(ホ) (略)

(5)～(12) (略)

(13) 規則第15条の4 (告示第11条の3) 関係

(イ) 告示第11条の3第4号の「その他国土交通大臣が必要と認める事項」は、次に掲げる事項とする。

1) 特定放射性同位元素の防護のために必要な措置に関する事項(放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号。以下「施行規則」という。)第24条の2の8第1項の表第1号又は同表第2号に規定する特定放射性同位元素を含む放射性輸送物の運搬に従事する者に限る。)

2) その他必要と認められる事項

(ロ) 教育及び訓練については、定期的に計画し実施すること。

(ハ) 教育及び訓練の実施年月日、項目並びに当該教育及び訓練を受けた者の氏名を記録し、1年間保存すること。

(14) 規則第16条第2項関係

「専門的知識を有する者」とは、次のいずれかに該当する者とする。

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 放射性同位元素等規制法第35条に規定する第1種放射線取扱主任者免状又は第2種放射線取扱主任者免状を有する者

(ニ) (略)

(15) 規則第16条の2第1項第1号関係

(イ) 施行規則第24条の2の8第1項の表第1号に規定する特定放射性同位元素を含む放射性輸送物(以下「強化セキュリティ輸送物」という。)は非開放型の車両(バン型自動車、有がい貨物車又は有がい貨物車と同等の措置を講じた車両をいう。以下同じ。)又は非開放型のコンテナに積載して運搬すること。ただし、特定放射性同位元素の防護のための施錠と同等以上の措置を講じた場合、当該輸送物(取扱単位毎)の重量が2,000キログラムを超える場合又は放射線障害を防止するための措置に支障を及ぼすおそれがある場合は、この限りでない。

(ロ) 運搬中に積替え等のため強化セキュリティ輸送物を一

(ロ)～(ホ) (略)

(5)～(12) (略)

(13) 規則第15条の4 関係

教育及び訓練については、定期的に計画し実施すること。

(14) 規則第16条第2項関係

「専門的知識を有する者」とは、次のいずれかに該当する者とする。

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 放射線障害防止法第35条に規定する第1種放射線取扱主任者免状又は第2種放射線取扱主任者免状を有する者

(ニ) (略)

(新設)

時保管する場合には、保管室又は保管庫に保管し、その扉には施錠を施すとともに、監視カメラ等を設置し監視すること。

(16) 規則第16条の2第1項第2号関係

(新設)

非開放型の車両以外の車両又は非開放型のコンテナ以外のコンテナに積載して運搬する場合は、放射線障害を防止するための措置に支障がない範囲において強化セキュリティ輸送物が見えないようにカバー等で覆うこと。

(17) 規則第16条の2第1項第3号関係

(新設)

強化セキュリティ輸送物を運搬する車両について、盗取が行われることがないように適切な方法により、当該車両の盗取を防止する措置を講じること。

(18) 規則第16条の2第1項第4号関係

(新設)

「連絡体制」として整備しなければならない事項は、次の事項とする。なお、運搬責任者及び運搬実施者については、2.(19)を参照のこと。

(イ) 運搬する車両及び伴走車両がある場合には車両ごとに相互に連絡通報を行うことができること。

(ロ) 運搬中、運搬責任者が電話等により、運搬実施者から連絡を受ける場所（以下「指定連絡場所」という。）を指定すること。

(ハ) 指定連絡場所へ連絡をすべき時間間隔又は運搬経路上の連絡すべき場所を定めること。

(ニ) 2つ以上の通信設備を設けること。

(19) 規則第16条の2第1項第5号関係

(新設)

(イ) 規則第16条の2第1項第5号に定める放射性輸送物の運搬に関する責任者（以下「運搬責任者」という。）は運搬の実務上の責任者であって、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な措置について統一的に管理するため、運搬計画全体に係る管理的又は監督的地位にある者のうちから選任すること。

(ロ) 運搬責任者は、実際に運搬に従事する者（以下「運搬従事者」という。）のうちから当該運搬従事者を統括する者（以下「運搬実施者」という。）を選任すること。

(ハ) 運搬責任者は運搬実施者に対し、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な指示を行う

とともに、次の措置を講じさせること。

- 1) 運搬開始前に強化セキュリティ輸送物及び運搬車両に対し、不正な改造及び不審物の有無について検査させること。
- 2) 運搬開始前、積替え時及び到着時には、強化セキュリティ輸送物の施錠又は封印及び非開放型の車両の荷室若しくは非開放型のコンテナの施錠に異常がないことを点検すること。ただし、当該輸送物が非開放型の車両又は非開放型のコンテナに積載されている場合の当該輸送物の施錠又は封印の確認については、当該車両の荷室若しくはコンテナの施錠の確認をもって代えることができる。
- 3) 規則第13条に定める「書類」を携行させること。
- 4) (18)(ハ)の連絡をすべき時間間隔又は運搬経路上の連絡すべき場所において、指定連絡場所へ連絡を行うこと。
- 5) 駐車時及び停車時においては、強化セキュリティ輸送物を連続的に監視すること。ただし、非開放型の車両又は非開放型のコンテナに積載して運搬する場合はこの限りでない。
- 6) 運搬中において予期しない長時間の駐車を行う場合であっても、実施可能な範囲で放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な措置を講じさせること。
- 7) 強化セキュリティ輸送物の盗取又は所在不明が発生した場合に、その発生を検知し、問題が発生した場所及び時期を特定するため、適切な方法（バーコード入力による追跡システム又はマニフェスト等）により当該輸送物の追跡管理を行うこと。ただし、運搬責任者が運搬実施者から連絡すべき時間間隔又は運搬経路上の連絡すべき場所を定め、連絡を受けることにより盗取又は所在不明となった場所及び時期を特定することが可能な場合は、この限りでない。
- 8) 強化セキュリティ輸送物を積載した車両が盗取された場合に、当該車両の現在位置を特定することができるよう適切な方法により追跡管理を行うこと。ただし、

当該盗取が発生し、又は発生するおそれがある場合に、治安当局等関係機関へ通報できるよう2人以上の運搬従事者（運搬実施者、同行する専門家及び見張人を含む。）により運搬する場合は、この限りでない。

9) 運搬実施者及び運搬従事者（同行する専門家及び見張人を含む。）に、運搬に従事する間、本人であることが確認できる公的機関が発行した顔写真付きの証明書等を携帯させること。

(20) 規則第16条の2第1項第6号関係

(新設)

(イ) 運搬責任者は見張人に対し、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な指示を行うとともに、次の措置を講じさせること。

1) 輸送中においては、積載車両を連続的に監視すること。

2) 輸送中の駐車時及び停車時においては、強化セキュリティ輸送物を連続的に監視すること。ただし、当該輸送物が非開放型の車両又は非開放型のコンテナに積載されている場合、当該車両の荷室若しくはコンテナの確認をもって代えることができる。

(ロ) 「見張人の配置と同等以上の措置」とは、監視カメラによる遠隔監視等のほか、運搬途中において計画的に駐車しない場合又は積替えを行わない場合であって、非開放型の車両又はコンテナに積載し、当該車両又はコンテナに施錠して運搬される場合をいう。

(21) 規則第16条の2第1項第7号関係

(新設)

強化セキュリティ輸送物の盗取、当該輸送物の取扱いに対する妨害行為若しくは当該輸送物を運搬する車両若しくは特定放射性同位元素の防護のために必要な設備若しくは装置に対する破壊行為に迅速に対応するため、治安当局とあらかじめ打ち合わせを行った上で、次の事項に考慮した緊急時対応計画（規則第16条の2第1項第7号に規定する計画をいう。以下同じ。）を作成すること。

(イ) 特定放射性同位元素の防護のために必要な体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

(ロ) 特定放射性同位元素の防護のために必要な具体的な措置に関すること。

- (ハ) 応急措置の実施に関する事。
- (ニ) 被害拡大防止に関する事。
- (ホ) 緊急時の対応措置を確実に実施するための運搬従事者に対する教育及び訓練に関する事。
- (ハ) 核セキュリティ文化の醸成（経営責任者の関与を含む。）、品質保証及び持続可能性プログラムに関する事。
- (22) 規則第16条の2第1項第8号関係 (新設)
- 次に掲げる特定放射性同位元素の防護のために必要な措置に関する詳細な事項については、当該事項の範囲及び業務上知り得る者を指定し、かつ、管理の方法を定めることにより、その漏えいの防止を図ること。
- (イ) 特定放射性同位元素の防護のために必要な設備及び装置に関する詳細な事項
- (ロ) 特定放射性同位元素の防護のために必要な連絡に関する詳細な事項
- (ハ) 特定放射性同位元素の防護のために必要な体制に関する詳細な事項
- (ニ) 見張人による監視に関する詳細な事項
- (ホ) 緊急時対応計画に関する詳細な事項
- (ハ) 強化セキュリティ輸送物の運搬に関する詳細な事項
- (23) 規則第16条の2第2項の規定により準用する規則第16条の2第1項第1号関係 (新設)
- (イ) 施行規則第24条の2の8第1項の表第2号に規定する特定放射性同位元素を含む放射性輸送物（以下「基礎的セキュリティ輸送物」という。）は非開放型の車両又は非開放型のコンテナに積載して運搬すること。ただし、特定放射性同位元素の防護のための施錠と同等以上の措置を講じた場合、当該輸送物（取扱単位毎）の重量が2,000キログラムを超える場合又は放射線障害を防止するための措置に支障を及ぼすおそれがある場合は、この限りでない。
- (ロ) 運搬中に積替え等のため基礎的セキュリティ輸送物を一時保管する場合には、保管室又は保管庫に保管し、その扉には施錠を施すとともに、監視カメラ等を設置し監視すること。
- (24) 規則第16条の2第2項の規定により準用する規則第1 (新設)

6条の2第1項第2号関係

非開放型の車両以外の車両又は非開放型のコンテナ以外のコンテナに積載して運搬する場合は、放射線障害を防止するための措置に支障がない範囲において基礎的セキュリティ輸送物が見えないようにカバー等で覆うこと。

(25) 規則第16条の2第2項の規定により準用する規則第16条の2第1項第3号関係

(新設)

基礎的セキュリティ輸送物を運搬する車両について、盗取が行われることがないように適切な方法により、当該車両の盗取を防止する措置を講じること。

(26) 規則第16条の2第2項の規定により準用する規則第16条の2第1項第5号関係

(新設)

(イ) 運搬責任者は運搬の実務上の責任者であって、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な措置について統一的に管理するため、運搬計画全体に係る管理的又は監督的地位にある者のうちから選任すること。

(ロ) 運搬責任者は、運搬従事者のうちから運搬実施者を選任すること。

(ハ) 運搬責任者は運搬実施者に対し、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な指示を行うとともに、次の措置を講じさせること。

1) 運搬開始前に基礎的セキュリティ輸送物及び運搬車両に対し、不正な改造及び不審物の有無について検査させること。

2) 運搬開始前、積替え時及び到着時には、基礎的セキュリティ輸送物の施錠又は封印及び非開放型の車両の荷室若しくは非開放型のコンテナの施錠に異常がないことを点検すること。ただし、当該輸送物が非開放型の車両又は非開放型のコンテナに積載されている場合の当該輸送物の施錠又は封印の確認については、当該車両の荷室若しくはコンテナの施錠の確認をもって代えることができる。

3) 規則第13条に定める「書類」を携行させること。

4) 運搬中において予期しない長時間の駐車を行う場合であっても、実施可能な範囲で放射線障害の防止及び

特定放射性同位元素の防護のために必要な措置を講じさせること。

5) 基礎的セキュリティ輸送物の盗取又は所在不明が発生した場合に、その発生を検知し、問題が発生した場所及び時期を特定するため、適切な方法（バーコード入力による追跡システム又はマニフェスト等）により当該輸送物の追跡管理を行うこと。ただし、運搬責任者が運搬実施者から連絡すべき時間間隔又は運搬経路上の連絡すべき場所を定め、連絡を受けることにより盗取又は所在不明となった場所及び時期を特定することが可能な場合は、この限りでない。

6) 運搬実施者及び運搬従事者（同行する専門家を含む。）に、運搬に従事する間、本人であることが確認できる公的機関が発行した顔写真付きの証明書等を携帯させること。

(27) 規則第16条の2第2項の規定により準用する規則第16条の2第1項第8号関係

放射性輸送物の運搬経路に関する詳細な事項とは、基礎的セキュリティ輸送物の運搬経路における経由地点、区間、キロ程、路線名、所要時間等をいう。

(28) (略)

3. 放射性輸送物の運搬の確認申請等

規則第19条に規定する放射性同位元素等を運搬しようとする場合は、次の要領で放射性同位元素等規制法第18条第2項（同法第25条の5の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する国土交通大臣の確認を受けること（放射性同位元素等規制法第41条の19に規定する登録運搬方法確認機関に係るものを除く。）。

(1)・(2) (略)

4. (略)

5. 積載方法承認の申請等

(1) 申請

積載方法承認を受けようとする者は、別表第2の第1欄

(新設)

(15) (略)

3. 放射性輸送物の運搬の確認申請等

規則第19条に規定する放射性同位元素等を運搬しようとする場合は、次の要領で放射線障害防止法第18条第2項に規定する国土交通大臣の確認を受けること（放射線障害防止法第41条の19に規定する登録運搬方法確認機関に係るものを除く。）。

(1)・(2) (略)

4. (略)

5. 積載方法承認の申請等

(1) 申請

積載方法承認を受けようとする者は、別表第2の第1欄

に掲げる記載事項について同表の第2欄の記載要領等に従って記載した積載方法承認申請書及び別表第3の第2欄の記載要領等に従って記載した同表の第1欄に掲げる添付書類正副2通を提出すること。

この場合において、当該申請書等は、別表第4の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の第2欄に掲げる所管課に提出すること。なお、施行規則第18条の17第3項に規定する容器については、一括して申請することができる。

(2) 承認の基準

積載方法承認は、次の各号に掲げる基準に適合しているものについて行うものとする。

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 放射性同位元素等規制法第18条第2項(同法第25条の5の規定により読み替えて適用する場合を含む。)

に基づく国土交通大臣の確認を受けたものと輸送容器及び固縛方法等が同一であって、国土交通大臣が規則等で定める技術上の基準に適合すると認められたもの。

(ニ) (略)

(3) (略)

(4) 変更届

積載方法承認に係る次に掲げる変更があった場合には、積載方法承認を受けた者はその旨を国土交通大臣に届け出ること。この場合において、(イ)に掲げる変更については、変更があった日から30日以内に、(ロ)及び(ハ)に掲げる変更については、あらかじめ国土交通大臣へ届け出ること。

(イ) 積載方法承認を受けた者の氏名若しくは名称又は住所

(ロ) 積載方法承認に係る車両を変更しようとする場合(次に掲げる変更に限る。ただし、積載方法が変更前と同等である場合に限る。)

1) 車両の型式に変更がない場合

2) けん引自動車を変更した場合

3) 国際海上コンテナを運搬する被けん引自動車(ISO規格の20フィートコンテナをツイストロックにより固定して輸送することができる構造を有しているも

に掲げる記載事項について同表の第2欄の記載要領等に従って記載した積載方法承認申請書及び別表第3の第2欄の記載要領等に従って記載した同表の第1欄に掲げる添付書類正副2通を提出すること。

この場合において、当該申請書等は、別表第4の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の第2欄に掲げる所管課に提出すること。なお、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号)第18条の17第3項に規定する容器については、一括して申請することができる。

(2) 承認の基準

積載方法承認は、次の各号に掲げる基準に適合しているものについて行うものとする。

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 放射線障害防止法第18条第2項に基づく国土交通大臣の確認を受けたものと輸送容器及び固縛方法等が同一であって、国土交通大臣が規則等で定める技術上の基準に適合すると認められたもの。

(ニ) (略)

(3) (略)

(4) 変更届

積載方法承認を受けた者は、氏名若しくは名称又は住所に変更があったときは、30日以内にその旨を国土交通大臣に届け出ること。

また、積載方法承認に係る車両を変更しようとする場合(次に掲げる変更に限る。)には、積載方法が変更前と同等であることを明らかにし、その旨を届け出ること。

(イ) 車両の型式に変更がない場合

(ロ) けん引自動車を変更した場合

(ハ) 国際海上コンテナを運搬する被けん引自動車(ISO規格の20フィートコンテナをツイストロックにより固定して輸送することができる構造を有しているものに限る。(以下「コンテナセミトレーラ」という))を異型式のコンテナセミトレーラに変更する場合。

のに限る。(以下「コンテナセミトレーラ」という。)

を異型式のコンテナセミトレーラに変更する場合

(ハ) 積載方法承認に係る承認容器の容器承認書番号及び容器登録番号に変更があった場合(次に掲げる変更に限る。)

- 1) 変更前の承認容器と容器型式個別番号並びに設計・仕様及び構造が同一の容器を追加するため、施行規則第18条の17に基づく容器承認の申請を行い、原子力規制委員会より同規則第18条の18に基づき新たな容器承認書の交付を受けた場合
- 2) 承認容器の使用期間を更新するため、施行規則第18条の19第1項の規定に基づく使用期間の更新申請を行い、原子力規制委員会より同条第3項に基づき、原子力規制委員会より新たに容器承認書の交付を受けた場合
- 3) 容器承認書の交付を受けた者が施行規則第18条の20第1項に基づき容器承認書の変更届出を行ったことにより、原子力規制委員会より変更の容器承認書の交付を受けた場合

別表第1 運搬計画書等記載事項等

記載事項	記載要領等
1. (略)	(略)
2. 当該規定に従って運搬することが著しく困難な規定及びその理由並びに安全な運搬を確保するために特に講ずる措置(規則第18条第1項の規定に基づく承認申請のみ)	
3. 当該規定によらないで運搬することとする規定及び	

別表第1 運搬計画書等記載事項等

記載事項	記載要領等
1. (略)	(略)
2. 当該規定に従って運搬することが著しく困難な規定及びその理由並びに安全な運搬を確保するために特に講ずる措置(第18条第1項の規定に基づく承認申請のみ)	
3. 当該規定によらないで運搬することとする規定及び	

その理由、安全な運搬を確保するために特に講ずる措置、規則第18条第2項の表の下欄に掲げる基準への適合状況並びに当該規定によらないで運搬することとしても安全上支障がないことの説明（規則第18条第2項の規定に基づく承認申請のみ）

4. 原子力規制委員会の承認の内容及び承認の理由、安全な運搬を確保するために特に講ずる措置並びに表面における線量当量率が2ミリシーベルト毎時を超え10ミリシーベルト毎時以下の放射性輸送物を運搬する場合には、規則第18条第3項第1号及び第2号に掲げる基準への適合状況（規則第18条第3項の規定に基づく承認申請のみ）

5. ～ 8. (略)

9. 運搬しようとする放射性輸送物

(1)～(5) (略)

(6)放射性輸送物に貼付する標識及び行う表示

(略)

(略)

○ (6)については、第1類白標識、第2類黄標識又は第3類黄標識のうち、いずれのものを何枚貼付するのか、「A型」、「TYPE A」、「BM型」、「TYPE B

その理由、安全な運搬を確保するために特に講ずる措置、第18条第2項の表の下欄に掲げる基準への適合状況並びに当該規定によらないで運搬することとしても安全上支障がないことの説明（第18条第2項の規定に基づく承認申請のみ）

4. 原子力規制委員会の承認の内容及び承認の理由、安全な運搬を確保するために特に講ずる措置並びに表面における線量当量率が2ミリシーベルト毎時を超え10ミリシーベルト毎時以下の放射性輸送物を運搬する場合には、第18条第3項第1号及び第2号に掲げる基準への適合状況（第18条第3項の規定に基づく承認申請のみ）

5. ～ 8. (略)

9. 運搬しようとする放射性輸送物

(1)～(5) (略)

(6)放射性輸送物に貼付する標識及び行う表示

(略)

(略)

○ (6)については、第1類白標識、第2類黄標識又は第3類黄標識のうち、いずれのものを何枚貼付するのか、「A型」、「TYPE A」、「BM型」、「TYPE B (M)」、

<p>(7)～(11) (略)</p>	<p>「(M)」、「BU型」、「TYPE B (U)」、「IP-1型」、「TYPE IP-1」、「IP-2型」、「TYPE IP-2」、「IP-3型」又は「TYPE IP-3」の文字のうち、いずれの表示を行うのか及び総重量の表示について記載し、また、国連番号を表示する場合には、「UN」の文字に続け、その旨についても記載すること。</p> <p>(略)</p>	<p>(7)～(11) (略)</p>	<p>「BU型」、「TYPE B (U)」、「IP-1型」、「TYPE IP-1」、「IP-2型」、「TYPE IP-2」、「IP-3型」又は「TYPE IP-3」の文字のうち、いずれの表示を行うのか及び総重量の表示について記載し、また、国連番号を表示する場合には、「UN」の文字に続け、その旨についても記載すること。</p> <p>(略)</p>
<p>10.～13. (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>10.～13. (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>14. 運搬実施体制 (1) 運搬責任者、運搬実施者、同行する専門家及びその他の運搬従事者</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 被ばく管理要領 (規則第18条第1項から第3</p>	<p>○ (1)において運搬責任者については氏名と連絡先を、運搬実施者については氏名を、同行する専門家については氏名、所属、資格等を、その他の運搬従事者については人数を記載すること。ただし、規則第18条第1項から第3項までの規定に基づく承認申請の場合には、その他の運搬従事者の全氏名も記載すること。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>14. 運搬実施体制 (1) 運搬責任者、運搬実施者、同行する専門家及びその他の運搬従事者</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 被ばく管理要領 (第18条第1項から第3項ま</p>	<p>○ (1)において運搬責任者については、<u>運搬の実務上の責任者であって必要な際に連絡のとれる者の氏名と連絡先を、運搬実施者については実際に運搬に従事する者(運搬従事者)の統轄者の氏名を、同行する専門家についてはその氏名、所属、資格等を、その他の運搬従事者については人数を記載すること。ただし、第18条第1項から第3項までの規定に基づく承認申請の場合には、その他の運搬従事者の全氏名も記載すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>

<p>項までの規定に基づく承認申請のみ)</p>		<p>での規定に基づく承認申請のみ)</p>	
<p>(4)～(6) (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(4)～(6) (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>15.・16. (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>15.・16. (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>17. 特定放射性同位元素の運搬に係る措置</p>			
<p>(1) <u>放射性輸送物の種類</u></p>	<p>○ <u>(1)については、強化セキュリティ輸送物又は基礎的セキュリティ輸送物の別を記載すること。</u></p>		
<p>(2) <u>放射性輸送物の施錠、封印</u></p>	<p>○ <u>(2)については、放射性輸送物の施錠又は封印に関し記載すること。</u></p>		
<p>(3) <u>荷室又はコンテナの施錠</u></p>	<p>○ <u>(3)については、施錠方法及び鍵の管理について記載すること。</u></p>		
<p>(4) <u>車両の盗取防止</u></p>	<p>○ <u>(4)については、車両の盗取を防止するための措置を記載すること。</u></p>		
<p>(5) <u>放射性輸送物の積載方法</u></p>	<p>○ <u>(5)については、非開放型の車両以外の車両又は非開放型のコンテナ以外のコンテナに積載する場合の措置又は措置を講じられない理由を記載すること。</u></p>		
<p>(6) <u>連絡体制（強化セキュリティ輸送物に限る。）</u></p>	<p>○ <u>(6)については、通信設備、指定連絡場所、連絡をすべき時間間隔又は場所等を記載すること。</u></p>		
<p>(7) <u>見張人の配置（強化セキュリティ輸送物に限る。）</u></p>	<p>○ <u>(7)については、見張人の配置状況を記載すること。</u></p>		
<p>(8) <u>緊急時対応計画（強化セキュリティ輸送物に限る。）</u></p>	<p>○ <u>(8)については、緊急時対応計画の概要を記載すること。</u></p>		

(9) 情報管理	○ (9)については、情報の管理方法の概要を記載すること。
18. (略)	(略)

備考 (略)

別表第 2

記載事項	記載要領等
1. 申請書本文	○ 申請書本文の様式は第 3 号様式によること。なお、申請者は、 <u>放射性同位元素等規制法第 18 条第 2 項(同法第 25 条の 5 の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u> の確認申請時の申請者又は同法第 18 条第 3 項の容器承認の申請者と同法第 18 条第 2 項(同法第 25 条の 5 の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の申請の際の運搬を委託された者との連名によるものとする。 また、申請者が法人である場合にあっては、その代表者の氏名を付記すること。
2.・3. (略)	(略)

備考 (略)

別表第 3 (略)

17. (略)	(略)

備考 (略)

別表第 2

記載事項	記載要領等
1. 申請書本文	○ 申請書本文の様式は第 3 号様式によること。なお、申請者は、 <u>放射線障害防止法第 18 条第 2 項の確認申請時の申請者又は同法第 18 条第 3 項の容器承認の申請者と同法第 18 条第 2 項の申請の際の運搬を委託された者との連名によるものとする。</u> また、申請者が法人である場合にあっては、その代表者の氏名を付記すること。
2.・3. (略)	(略)

備考 (略)

別表第 3 (略)

別表第4 (略)

第1号様式 (放射性輸送物運搬確認申請書)

放射性輸送物運搬確認申請書

正本には、所定の金額の収入印紙を貼り、消印しないこと。

国土交通大臣 殿

文 書 番 号
年 月 日
申請者の氏名 ㊟
又 は 名 称
住 所
連 絡 先

別添の運搬計画書に記載する放射性輸送物の運搬につき、放射性同位元素等の規制に関する法律第18条第2項 (同法第25条の5の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の確認をして戴きたく申請します。

備考 (略)

第2号様式 (略)

別表第4 (略)

第1号様式 (放射性輸送物運搬確認申請書)

放射性輸送物運搬確認申請書

正本には、所定の金額の収入印紙を貼り、消印しないこと。

国土交通大臣 殿

文 書 番 号
年 月 日
申請者の氏名 ㊟
又 は 名 称
住 所
連 絡 先

別添の運搬計画書に記載する放射性輸送物の運搬につき、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第18条第2項の確認をして戴きたく申請します。

備考 (略)

第2号様式 (略)

第3号様式 (略)

別添2

核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領

1. (略)
2. 規則及び告示中の主な条項の解釈及び取扱い
 - (1)～(3) (略)
 - (4) 規則第9条関係
 - (イ) 開放型のコンテナであって側方が開放されているもの
にあつては、当該コンテナの四隅の柱、床板の側面等の
側方からできるだけ見やすい箇所に告示第4条に定める
標識を付すこと。
 - (ロ)～(ホ) (略)
 - (5)～(10) (略)
 - (11) 規則第14条
 - (イ) 携行する書類（電子媒体であつて、輸送中に利用可能
であるものを含む。）は、各運搬物に関する次の事項に
ついての記載を含むものであること。ただし、本邦内の
みを運搬されるものにあつては、1) から4) までの事
項及び13) の事項における英語の文字について、省略す
ることができる。
 - 1)～9) (略)
 - 10) 核分裂性物質にあつては、次の内容
 - i) 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬
に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(平
成2年科学技術庁告示第5号。以下「核燃料物質科
学技術庁告示」という。)第23条第1号から第6
号のうちのいずれかが適用されているものは当該項
目への言及
 - ii)～iv) (略)
 - (12)・(13) (略)
 - (14) 規則第17条第2項関係

第3号様式 (略)

別添2

核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領

1. (略)
2. 規則及び告示中の主な条項の解釈及び取扱い
 - (1)～(3) (略)
 - (4) 規則第9条関係
 - (イ) 開放型のコンテナであつて側方が開放されているもの
にあつては、当該コンテナの四隅の柱、床板の側面等の
側方からできるだけ見やすい箇所に告示第4条に定める
標識を付すこと。
 - (ロ)～(ホ) (略)
 - (5)～(10) (略)
 - (11) 規則第14条
 - (イ) 携行する書類（電子媒体であつて、輸送中に利用可能
であるものを含む。）は、各運搬物に関する次の事項に
ついての記載を含むものであること。ただし、本邦内の
みを運搬されるものにあつては、1) から4) までの事
項及び13) の事項における英語の文字について、省略す
ることができる。
 - 1)～9) (略)
 - 10) 核分裂性物質にあつては、次の内容
 - i) 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬
に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(平
成2年科学技術庁告示第5号。以下「核燃料物質科
学技術庁告示」という。)第23条第1号から第6
号のうちのいずれかが適用されているものは当該項
目への言及
 - ii)～iv) (略)
 - (12)・(13) (略)
 - (14) 規則第17条第2項関係

「専門的知識を有する者」とは、次のいずれかに該当する者とする。

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「放射性同位元素等規制法」という。）第35条に規定する第1種放射線取扱主任者免状を有し、かつ、核燃料物質の取扱いに関し1年以上の経験を有する者

(ニ) 放射性同位元素等規制法第35条に規定する第2種放射線取扱主任者免状を有し、かつ、核燃料物質の取扱いに関し2年以上の経験を有する者

(ホ) (略)

(15)～(18) (略)

(19) 規則第17条の2第5項関係

(イ) (略)

(ロ) 運搬実施責任者及び見張人は、(イ)に定める措置の他、次の措置を講じること。

1) 道路輸送中において、伴走車両に添乗する等により運搬車両に随行すること。

2) (略)

(ハ) 運搬実施責任者は、(イ)及び(ロ)に定める措置の他、次の措置を講じること。

1) 規則第14条に定める「書類」を携行すること。

2) 道路輸送中においては、2.(18)(イ)3)の連絡すべき時間間隔又は運搬経路上の連絡すべき場所において、指定連絡場所へ連絡を行うこと。

3) (略)

(ニ)・(ホ) (略)

(20)～(24) (略)

3.・4. (略)

別表第1 運搬計画書等記載事項等

記載事項	記載要領等
------	-------

「専門的知識を有する者」とは、次のいずれかに該当する者とする。

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「放射線障害防止法」という。）第35条に規定する第1種放射線取扱主任者免状を有し、かつ、核燃料物質の取扱いに関し1年以上の経験を有する者

(ニ) 放射線障害防止法第35条に規定する第2種放射線取扱主任者免状を有し、かつ、核燃料物質の取扱いに関し2年以上の経験を有する者

(ホ) (略)

(15)～(18) (略)

(19) 規則第17条の2第5項関係

(イ) (略)

(ロ) 運搬実施責任者及び見張人は、(イ)に定める措置の他、次の措置を講じること。

1) 道路運送中において、伴走車両に添乗する等により運搬車両に随行すること。

2) (略)

(ハ) 運搬実施責任者は、(イ)及び(ロ)に定める措置の他、次の措置を講じること。

1) 第14条に定める「書類」を携行すること。

2) 道路運送中においては、2.(18)(イ)3)の連絡すべき時間間隔又は運搬経路上の連絡すべき場所において、指定連絡場所へ連絡を行うこと。

3) (略)

(ニ)・(ホ) (略)

(20)～(24) (略)

3.・4. (略)

別表第1 運搬計画書等記載事項等

記載事項	記載要領等
------	-------

1. (略)

2. 当該規定に従って運搬することが著しく困難な規定及びその理由並びに安全な運搬を確保するために特に講ずる措置（規則第19条第1項の規定に基づく承認申請のみ）

3. 当該規定によらないで運搬することとする規定及びその理由、安全な運搬を確保するために特に講ずる措置、規則第19条第2項の表の下欄に掲げる基準への適合状況並びに当該規定によらないで運搬することとしても安全上支障がないことの説明（規則第19条第2項の規定に基づく承認申請のみ）

4. 原子力規制委員会の承認の内容及び承認の理由、安全な運搬を確保するために特に講ずる措置並びに表面における線量当量率が2ミリシーベルト毎時を超え10ミリシーベルト毎時以下の核燃料輸送物を運搬する場合には、規則第19条第3項第1号及び第2号に掲げる基準への適合状況（規則第19条第3項の規定に基づく承認申請のみ）

(略)

1. (略)

2. 当該規定に従って運搬することが著しく困難な規定及びその理由並びに安全な運搬を確保するために特に講ずる措置（第19条第1項の規定に基づく承認申請のみ）

3. 当該規定によらないで運搬することとする規定及びその理由、安全な運搬を確保するために特に講ずる措置、第19条第2項の表の下欄に掲げる基準への適合状況並びに当該規定によらないで運搬することとしても安全上支障がないことの説明（第19条第2項の規定に基づく承認申請のみ）

4. 原子力規制委員会の承認の内容及び承認の理由、安全な運搬を確保するために特に講ずる措置並びに表面における線量当量率が2ミリシーベルト毎時を超え10ミリシーベルト毎時以下の核燃料輸送物を運搬する場合には、第19条第3項第1号及び第2号に掲げる基準への適合状況（第19条第3項の規定に基づく承認申請のみ）

(略)

5. ～14. (略)

15. 運搬実施体制

(1) 運搬統括責任者、運搬実施責任者、見張人、同行する専門家及びその他の運搬従事者

(2) (略)

(3) 被ばく管理要領 (規則第19条第1項から第3項までの規定に基づく承認申請のみ)

(4)～(7) (略)

16. ～19. (略)

20. 特定核燃料輸送物等の運搬に係る措置等

(略)

○ (1)において運搬統括責任者については職名、氏名及び連絡先を、運搬実施責任者については職名及び氏名を、見張人については人数を、同行する専門家についてはその氏名、所属、資格等を、その他の運搬従事者については人数を記載すること。ただし、規則第19条第1項から第3項までの規定に基づく承認申請の場合には、その他の運搬従事者の全氏名も記載すること。

(略)

(略)

(略)

(略)

○ 規則第17条の2第9項に定める核燃料輸送物等を運搬する場合には、同条に規定する国土交通大臣が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対し講じた必要な措置の詳細について記載した書類を添付すること。

5. ～14. (略)

15. 運搬実施体制

(1) 運搬統括責任者、運搬実施責任者、見張人、同行する専門家及びその他の運搬従事者

(2) (略)

(3) 被ばく管理要領 (第19条第1項から第3項までの規定に基づく承認申請のみ)

(4)～(7) (略)

16. ～19. (略)

20. 特定核燃料輸送物等の運搬に係る措置等

(略)

○ (1)において運搬統括責任者については職名、氏名及び連絡先を、運搬実施責任者については職名及び氏名を、見張人については人数を、同行する専門家についてはその氏名、所属、資格等を、その他の運搬従事者については人数を記載すること。ただし、第19条第1項から第3項までの規定に基づく承認申請の場合には、その他の運搬従事者の全氏名も記載すること。

(略)

(略)

(略)

(略)

○ 第17条の2第9項に定める核燃料輸送物等を運搬する場合には、同条に規定する国土交通大臣が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対し講じた必要な措置の詳細について記載した書類を添付すること。

21. (略)	21. (略)
備考 1. (略) 2. 下線を付した事項については、令第48条の表第2号の下欄に掲げる物質を運搬する場合に限る。	備考 1. (略) 2. 下線を付した事項については、令第48条の表第2号の下欄に掲げる物質を運搬する場合に限る。
別表第2 (略)	別表第2 (略)
第1号様式 (略)	第1号様式 (略)
第2号様式 (略)	第2号様式 (略)

附則

1. 施行期日

本改正は、放射性同位元素等車両運搬規則等の一部を改正する省令（平成30年国土交通省令第90号）の施行の日（平成31年9月1日）から施行する。

2. 経過措置

本改正による改正後の規定は、施行日以後に開始される放射性同位元素等の運搬について適用し、同日前に開始される放射性同位元素等の運搬については、なお従前の例による。

放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領及び核燃料物質等車両運搬規則関係
取扱要領について(依命通達)の一部改正について

平成31年1月
鉄道局安全監理官
自動車局環境政策課

1. 背景

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号)により、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「RI法」という。)の題名が「放射性同位元素等の規制に関する法律」に改められたほか、国際原子力機関(IAEA)の勧告に基づき、放射性同位元素に係るテロ対策の充実・強化を図る観点からRI法第25条の5が新設され、許可を受けて放射性同位元素を使用する者等は、特定放射性同位元素(※)を工場又は事業所の外において運搬する場合において、従来の放射線障害の防止に必要な措置に加え、特定放射性同位元素の防護(セキュリティ)のために必要な措置(以下「防護措置等」という。)を講じなければならないこととされた。

国土交通省では、放射性同位元素等車両運搬規則の一部を改正し、特定放射性同位元素の陸上輸送における防護措置等の技術上の基準を定めた。

本取扱要領において今回の防護措置等の技術上の基準に係る解釈・運用を定めるものである。

※:RI法第2条第3項において、「放射性同位元素であつて、その放射線が発散された場合において人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。」とされている。

2. 改正の概要

- 別添1放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領2.(13)関係
運搬に従事する者に対する教育及び訓練の内容に、特定放射性同位元素の防護措置に関する事項を追加する。
- 別添1放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領2.(15)～(27)、別表第1関係
放射性同位元素等車両運搬規則第16条の2に定める特定放射性同位元素の防護措置の解釈・運用を追加する。
また、RI法第18条第2項に基づき国土交通省へ行われる運搬確認申請に添付する運行計画等に特定放射性同位元素の防護措置の概要を記載するよう求める。
- 放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領5.(4)関係
放射性同位元素等に係る登録運搬方法確認機関に関する省令(平成17年国土交通省令第60号)第2条に定める国土交通大臣の積載方法承認に関し、その変更届が必要な範囲について、放射性輸送物の輸送容器の設計等に実質的な変更がない場合には変更届でよいものとする見直しを行う。
- その他所要の改正を行う。

3. スケジュール(予定)

公布:平成31年2月

施行:平成31年9月1日

○国土交通省令第九十号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の施行に伴い、並びに放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）第十八条第一項及び第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、放射性同位元素等車両運搬規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月二十六日

国土交通大臣 石井 啓一

放射性同位元素等車両運搬規則等の一部を改正する省令

（放射性同位元素等車両運搬規則の一部改正）

第一条 放射性同位元素等車両運搬規則（昭和五十二年運輸省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



改正後	<p>(定義)</p> <p>第二条 この省令において使用する用語は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 放射性輸送物 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号。以下「施行規則」という。）第十八条の三第一項に定める放射性輸送物（同条第二項に定めるIP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物を含む。）をいう。</p> <p>三〇八 (略)</p> <p>(見張人)</p> <p>第十五条 放射性輸送物等（施行規則第二十四条の二の八第一項の表第一号に規定する特定放射性同位元素を含む放射性輸送物、当該放射性輸送物が収納され、又は包装されているオーバーパック及び当該放射性輸送物が収納されているコンテナを除く。）を積載した併用軌道若しくは無軌条電車の車両、自動車又は軽車両を道路その他一般公衆が当該車両に容易に近づくことができる場所において、駐車（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。）する場合には、見張人を配置しなければならない。ただし、非開放型のコンテナ又は車両に施錠等の措置がなされており、そのため関係者以外の者が当該放射性輸送物に容易に近づけない場合を除く。</p> <p>(特定放射性同位元素の運搬に係る措置等)</p>
改正前	<p>(定義)</p> <p>第二条 この省令において使用する用語は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 放射性輸送物 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号。以下「施行規則」という。）第十八条の三第一項に定める放射性輸送物（同条第二項に定めるIP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物を含む。）をいう。</p> <p>三〇八 (略)</p> <p>(見張人)</p> <p>第十五条 放射性輸送物等を積載した併用軌道若しくは無軌条電車の車両、自動車又は軽車両を道路その他一般公衆が当該車両に容易に近づくことができる場所において、駐車（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。）する場合には、見張人を配置しなければならない。ただし、非開放型のコンテナ又は車両に施錠等の措置がなされており、そのため関係者以外の者が当該放射性輸送物に容易に近づけない場合を除く。</p>

第十六条の二 施行規則第二十四条の二の八第一項の表第一号に規定す

(新設)

る特定放射性同位元素を含む放射性輸送物を運搬する場合には、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 非開放型の車両又はコンテナに積載して運搬する場合には、当該車両又はコンテナを施錠すること。ただし、特定放射性同位元素の防護のため施錠と同等以上の措置を講じたときは、この限りでない。

二 放射性輸送物は、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な方法で積載すること。

三 放射性輸送物を運搬する車両については、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な措置を講じること。

四 放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な連絡体制を整備すること。

五 放射性輸送物の運搬に関する責任者（放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な措置について知識及び経験を有する者に限る。）を配置し、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な措置を講じさせること。

六 放射性輸送物の運搬に関する見張人を配置し、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な措置を講じさせること。ただし、特定放射性同位元素の防護のため見張人の配置と同等以上の措置を講じたときは、この限りでない。

七 放射性輸送物の盗取、放射性輸送物の取扱いに対する妨害行為若しくは放射性輸送物を運搬する車両若しくは特定放射性同位元素の防護のために必要な設備若しくは装置に対する破壊行為が行われるおそれがあり、又は行われたときにおいて、迅速かつ確実に対応できるように適切な計画を作成すること。

八 特定放射性同位元素の防護のために必要な措置に関する詳細な事項は、当該事項を知ることがあると認められる者以外の者に知られることがないよう管理すること。

2 施行規則第二十四条の二の八第一項の表第二号に規定する特定放射

性同位元素を含む放射性輸送物を運搬する場合には、前項（第四号、第六号及び第七号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同項第八号中「詳細な事項は」とあるのは、「詳細な事項（放射性輸送物の運搬経路に関するものに限る。）は」と読み替えるものとする。

（運搬の安全の確認）

第十九条 放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）第十六条（同令第十九条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の放射性同位元素等として国土交通省令で定めるものは、B M型輸送物又はB U型輸送物として運搬される放射性同位元素等とする。

（運搬の安全の確認）

第十九条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）第十六条の放射線障害の防止のための措置が特に必要な放射性同位元素又は放射性汚染物として国土交通省令で定めるものは、B M型輸送物又はB U型輸送物として運搬される放射性同位元素等とする。

（放射性同位元素等に係る登録運搬方法確認機関に関する省令の一部改正）

第二条 放射性同位元素等に係る登録運搬方法確認機関に関する省令（平成十七年国土交通省令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後	改正前
<p>(用語)</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、放射性同位元素等の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>(運搬方法確認の範囲)</p> <p>第二条 法第十八条第二項（法第二十五条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の国土交通省令で定める措置は、法第十八条第三項の承認を受けた容器（以下「承認容器」という。）による運搬（国土交通大臣があらかじめ承認した積載方法によるものに限る。）に関する措置とする。</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 一 二 (略)</p> <p>三 運搬方法確認員の氏名及びその者が法第四十一条の十九の二第一号に規定する運搬方法確認員であることを証する書類</p> <p>四 主任運搬方法確認員の氏名及びその者が法第四十一条の十九の二第二号に規定する主任運搬方法確認員であることを証する書類</p> <p>五 登録申請者が法第四十一条の十九の二第三号及び法第四十一条の二十において準用する法第四十条各号のいずれにも該当しない者であることを証する書類</p> <p>六 (略)</p>	<p>(用語)</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>(運搬方法確認の範囲)</p> <p>第二条 法第十八条第二項の国土交通省令で定める措置は、法第十八条第三項の承認を受けた容器（以下「承認容器」という。）による運搬（国土交通大臣があらかじめ承認した積載方法によるものに限る。）に関する措置とする。</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 一 二 (略)</p> <p>三 運搬方法確認員の氏名及びその者が法第四十一条の二十において準用する法第四十一条第一項第一号に規定する運搬方法確認員であることを証する書類</p> <p>四 主任運搬方法確認員の氏名及びその者が法第四十一条の二十において準用する法第四十一条第一項第二号に規定する主任運搬方法確認員であることを証する書類</p> <p>五 登録申請者が法第四十一条の二十において準用する法第四十条各号及び法第四十一条第一項第三号のいずれにも該当しない者であることを証する書類</p> <p>六 (略)</p>

(運搬方法確認員等の選任及び変更の届出)

第十四条 (略)

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 運搬方法確認員を選任する場合にあつては、その者が法第四十一条の十九の二第一号に規定する運搬方法確認員であることを証する書類

二 主任運搬方法確認員を選任する場合にあつては、その者が法第四十一条の十九の二第二号に規定する主任運搬方法確認員であることを証する書類

3 (略)

(帳簿)

第十五条 法第四十一条の二十において準用する法第四十一条の十三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 一 二 (略)

三 放射性輸送物(放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則(昭和三十五年総理府令第五十六号)第十八条の三第一項に定める放射性輸送物(同条第二項に定めるIP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物を含む。))をいう。第十七条第一項第三号において同じ。)の種類及び承認容器の番号

四 一 九 (略)

2 (略)

(運搬方法確認員等の選任及び変更の届出)

第十四条 (略)

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 運搬方法確認員を選任する場合にあつては、その者が法第四十一条の二十において準用する法第四十一条第一項第一号に規定する運搬方法確認員であることを証する書類

二 主任運搬方法確認員を選任する場合にあつては、その者が法第四十一条の二十において準用する法第四十一条第一項第二号に規定する主任運搬方法確認員であることを証する書類

3 (略)

(帳簿)

第十五条 法第四十一条の二十において準用する法第四十一条の十三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 一 二 (略)

三 放射性輸送物(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和三十五年総理府令第五十六号)第十八条の三第一項に定める放射性輸送物(同条第二項に定めるIP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物を含む。))をいう。第十七条第一項第三号において同じ。)の種類及び承認容器の番号

四 一 九 (略)

2 (略)

(裏)

放射性同位元素等の規制に関する法律抜粋
第四十三條の二

3 前二項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第四十三條の三 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度で、その職員に、原子力規制委員会にあつては登録認証機関、登録検査機関、登録定期確認機関、登録運搬物確認機関、登録埋設確認機関、登録濃度確認機関、登録試験機関、登録資格講習機関、登録放射線取扱主任者定期講習機関又は登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関の、国土交通大臣にあつては登録運搬方法確認機関の事務所に立ち入り、これらの機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
第五十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
五 第四十三條の三第一項の規定に

よる立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

六・五センチメートル

六・五センチメートル

八・五センチメートル

(裏)

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律抜粋
第四十三條の二

3 前二項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第四十三條の三 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度で、その職員に、原子力規制委員会にあつては登録認証機関、登録検査機関、登録定期確認機関、登録運搬物確認機関、登録埋設確認機関、登録濃度確認機関、登録試験機関、登録資格講習機関又は登録定期講習機関の、国土交通大臣にあつては登録運搬方法確認機関の事務所に立ち入り、これらの機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
第五十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
五 第四十三條の三第一項の規定に

よる立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

六・五センチメートル

六・五センチメートル

八・五センチメートル

(道路運送車両の保安基準の一部改正)

第三条 道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後	改正前
<p>第四十七条 (消火器) 次の各号に掲げる自動車には、消火器を備えなければならない。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則(昭和三十五年総理府令第五十六号)第十八条の三第一項に規定する放射性輸送物(L型輸送物を除き、同条第二項に定めるIP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物を含む。)を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則(昭和五十二年運輸省令第三十三号)第十八条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和五十三年総理府令第五十七号)第三条に規定する核燃料輸送物(L型輸送物を除く。)若しくは同令第十一条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則(昭和五十三年運輸省令第七十二号)第十九条の規定により運送する場合に使用する自動車</p> <p>2 七〇九 (略)</p>	<p>第四十七条 (消火器) 次の各号に掲げる自動車には、消火器を備えなければならない。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和三十五年総理府令第五十六号)第十八条の三第一項に規定する放射性輸送物(L型輸送物を除き、同条第二項に定めるIP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物を含む。)を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則(昭和五十二年運輸省令第三十三号)第十八条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和五十三年総理府令第五十七号)第三条に規定する核燃料輸送物(L型輸送物を除く。)若しくは同令第十一条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則(昭和五十三年運輸省令第七十二号)第十九条の規定により運送する場合に使用する自動車</p> <p>2 七〇九 (略)</p>

(自動車事故報告規則の一部改正)

第四条 自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第四百四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後	改正前
<p>(定義) 第二条 この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ 放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十七号)第二条第二項に規定する放射性同位元素及びそれによつて汚染された物又は同条第五項に規定する放射線発生装置から発生した同条第一項に規定する放射線によつて汚染された物</p> <p>く～ト (略) 六～十五 (略)</p> <p>別記様式(第3条関係)</p> <p>(注)</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 「積載危険物等」とは、次に掲げるものであつて事故当時に当該自動車に積載していたものをいう。</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 R1 <u>放射性同位元素等の規制に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによつて汚染された物又は同条第5項に規定する放射線発生装置から発生した同条第1項に規定する放射線によつて汚染された物</u></p> <p>6・7 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年法律第百六十七号)第二条第二項に規定する放射性同位元素及びそれによつて汚染された物又は同条第四項に規定する放射線発生装置から発生した同条第一項に規定する放射線によつて汚染された物</p> <p>く～ト (略) 六～十五 (略)</p> <p>別記様式(第3条関係)</p> <p>(注)</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 「積載危険物等」とは、次に掲げるものであつて事故当時に当該自動車に積載していたものをいう。</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 R1 <u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによつて汚染された物又は同条第4項に規定する放射線発生装置から発生した同条第1項に規定する放射線によつて汚染された物</u></p> <p>6・7 (略)</p>

(航空法施行規則の一部改正)

第五条 航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後	<p>(輸送禁止の物件) 第九十四条 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>5 放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十七号)第十八条第二項の運搬物確認を受けた場合は、告示で定めるところにより第二項第二号ハの確認を受けたものとみなす。</p>
改正前	<p>(輸送禁止の物件) 第九十四条 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>5 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十二年法律第六十七号)第十八条第二項の運搬物確認を受けた場合は、告示で定めるところにより第二項第二号ハの確認を受けたものとみなす。</p>

(旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正)

第六条 旅客自動車運送事業運輸規則(昭和三十一年運輸省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(物品の持込制限)</p> <p>第五十二条 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客は、次に掲げる物品を自動車内に持ち込んではならない。ただし、品名、数量、荷造方法等について、別表で定める条件に適合する場合は、この限りでない。</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 放射性物質等(放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則(昭和三十五年総理府令第五十六号)第十八条の三第一項の放射性同位元素等並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十六号)第二条第二項の核燃料物質及びそれによつて汚染された物をいう。)</p> <p>七〇十五 (略)</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(物品の持込制限)</p> <p>第五十二条 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客は、次に掲げる物品を自動車内に持ち込んではならない。ただし、品名、数量、荷造方法等について、別表で定める条件に適合する場合は、この限りでない。</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 放射性物質等(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和三十五年総理府令第五十六号)第十八条の三第一項の放射性同位元素等並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十六号)第二条第二項の核燃料物質及びそれによつて汚染された物をいう。)</p> <p>七〇十五 (略)</p>

(危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正)

第七条 危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和三十二年運輸省令第三十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>第八十七条 (略) 256 (略)</p> <p>7 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十六号)第五十九条第二項の規定による原子力規制委員会の確認若しくは放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十七号)第十八条第二項の運搬物確認又は航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)第九十四条第二項第二号ハ、ニ若しくはへ(放射性輸送物に関する技術上の基準に係るものに限る。)の規定による国土交通大臣の確認を受けた場合(告示で定める場合を除く。)は、第一項の規定による確認を受けたものとみなす。</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>第八十七条 (略) 256 (略)</p> <p>7 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十六号)第五十九条第二項の規定による原子力規制委員会の確認若しくは放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年法律第六十七号)第十八条第二項の運搬物確認又は航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)第九十四条第二項第二号ハ、ニ若しくはへ(放射性輸送物に関する技術上の基準に係るものに限る。)の規定による国土交通大臣の確認を受けた場合(告示で定める場合を除く。)は、第一項の規定による確認を受けたものとみなす。</p>

(核燃料物質等車両運搬規則の一部改正)

第八条 核燃料物質等車両運搬規則(昭和五十三年運輸省令第七十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後	<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 この省令において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 放射性輸送物 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号。以下「施行規則」という。）第十八条の三第一項に定める放射性輸送物（同条第二項に定めるIP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物を含む。）をいう。</p> <p>二 九 (略)</p>
改正前	<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 この省令において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 放射性輸送物 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号。以下「施行規則」という。）第十八条の三第一項に定める放射性輸送物（同条第二項に定めるIP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物を含む。）をいう。</p> <p>二 九 (略)</p>

(放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則の一部改正)

第九条 放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則(昭和五十六年運輸省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後

(応急の措置)

第一条 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第三十三条第一項の規定に基づき、許可届出使用者（表示付認証機器使用者を含む。）、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者（以下「許可届出使用者等」という。）は、工場又は事業所の外における放射性同位元素又は放射性汚染物（以下「放射性同位元素等」という。）の運搬（以下「事業所外運搬」という。）中、その所持する放射性同位元素等に関し、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、直ちに、次の各号に定める措置（法第十八条第一項（法第二十五条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する運搬にあつては、第四号に掲げる措置を除く。）を講じなければならない。

一〜六 （略）

2 許可届出使用者等は、前項各号に掲げる措置を講ずる場合には、遮蔽具、かん子又は保護具を用いること、放射線に被ばくする時間を短くすること等により、当該作業に従事する者の線量を、できる限り少なくするようにしなければならない。この場合において、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第一条第八号に規定する放射線業務従事者のうち男子、妊娠不能と診断された女子又は妊娠の意思のない旨を許可届出使用者等に書面で申し出た女子が前項各号に掲げる作業を行う場合における線量限度は、同令第二十九条第二項に基づき原子力規制委員会の定める線量とする。

改正前

(応急の措置)

第一条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第三十三条第一項の規定に基づき、許可届出使用者（表示付認証機器使用者を含む。）、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者（以下「許可届出使用者等」という。）は、工場又は事業所の外における放射性同位元素又は放射性汚染物（以下「放射性同位元素等」という。）の運搬（以下「事業所外運搬」という。）中、その所持する放射性同位元素等に関し、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、直ちに、次の各号に定める措置（法第十八条第一項に規定する運搬にあつては、第四号に掲げる措置を除く。）を講じなければならない。

一〜六 （略）

2 許可届出使用者等は、前項各号に掲げる措置を講ずる場合には、遮蔽具、かん子又は保護具を用いること、放射線に被ばくする時間を短くすること等により、当該作業に従事する者の線量を、できる限り少なくするようにしなければならない。この場合において、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第一条第八号に規定する放射線業務従事者のうち男子、妊娠不能と診断された女子又は妊娠の意思のない旨を許可届出使用者等に書面で申し出た女子が前項各号に掲げる作業を行う場合における線量限度は、同令第二十九条第二項に基づき原子力規制委員会の定める線量とする。

（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第四十三条の二第一項の規定により立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部改正）

第十条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第四十三条の二第一項の規定により立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（昭和五十六年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後

放射性同位元素等の規制に関する法律第四十三條の二第一項の規定により立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令

放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）第四十三條の二第一項の規定により立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式は、次のとおりとする。

六センチメートル

六センチメートル

八・五センチメートル

番号

放射性同位元素等の規制に関する法律
第43条の2第1項の規定により立入検査
を行う職員の身分証明書

官 職
氏 名

写
真

年 月 日 生
年 月 日 発 行
年 月 日 限 有 効

国土交通大臣 印

改正前

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第四十三條の二第一項の規定により立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）第四十三條の二第一項の規定により立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式は、次のとおりとする。

六センチメートル

六センチメートル

八・五センチメートル

番号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第43条の2第1項の規定により立入検査
を行う職員の身分証明書

官 職
氏 名

写
真

年 月 日 生
年 月 日 発 行
年 月 日 限 有 効

国土交通大臣 印

(裏)

<p>放射性同位元素等の規制に関する法律抜粋 (立入検査) 第四十三條の二 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(国土交通大臣にあつては第十八條第一項、第二項及び第四項並びに第三十三條第一項及び第二項の規定、都道府県公安委員会にあつては第十八條第六項の規定)の施行に必要な限度で、その職員(原子力規制委員会にあつては放射線検査官、都道府県公安委員会にあつては警察職員)に、許可届出使用者(表示付認証機器届出使用者を含む)、届出版売業者、届出貨貸業者若しくは許可廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素若しくは放射性汚染物を取去させることができる。</p> <p>2 原子力規制委員会は、前項の規定による立入検査、質問及び取去のほか、第三十條の二第一項の規定の施行に必要な限度で、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素その他の必要な試料を取去させることができる。</p>	<p>3 前二項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>第五十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>十四 第四十三條の二第一項(同項に規定する運搬を委託された者に係る部分を除く。)の規定による立入り、検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p> <p>第五十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。</p> <p>十八 第四十三條の二第一項(同項に規定する運搬を委託された者に係る部分に限る。)又は第二項の規定による立入り、検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p>
---	--

(裏)

<p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律抜粋 (立入検査) 第四十三條の二 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(国土交通大臣にあつては第十八條第一項、第二項及び第四項並びに第三十三條第一項及び第三項の規定、都道府県公安委員会にあつては第十八條第六項の規定)の施行に必要な限度で、その職員(原子力規制委員会にあつては放射線検査官、都道府県公安委員会にあつては警察職員)に、許可届出使用者(表示付認証機器届出使用者を含む)、届出版売業者、届出貨貸業者若しくは許可廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素若しくは放射性汚染物を取去させることができる。</p> <p>2 原子力規制委員会は、前項の規定による立入検査、質問及び取去のほか、第三十條の二第一項の規定の施行に必要な限度で、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素その他の必要な試料を取去させることができる。</p>	<p>3 前二項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>第五十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>十二 第四十三條の二第一項(同項に規定する運搬を委託された者に係る部分を除く。)の規定による立入り、検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p> <p>第五十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。</p> <p>十五 第四十三條の二第一項(同項に規定する運搬を委託された者に係る部分に限る。)又は第二項の規定による立入り、検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p>
---	--

(国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第十一条 国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十七年国土交通省令第二十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後		改正前	
別表第一（第三条及び第四条関係）			
(略)	(略)	(略)	(略)
放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）	第四十一条の二十において準用する第四十一条の十三	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）	第四十一条の二十において準用する第四十一条の十三
別表第二（第五条及び第六条関係）			
(略)	(略)	(略)	(略)
放射性同位元素等の規制に関する法律	第四十一条の二十において準用する第四十一条の十三	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	第四十一条の二十において準用する第四十一条の十三
(略)	(略)	(略)	(略)

(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十一条の二に規定する国土交通大臣への報告に関する規則の一部改正)

第十二条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十一条の二に規定する国土交通大臣への報告に関する規則(平成三十年国土交通省令第二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後	<p>放射性同位元素等の規制に関する法律第三十一条の二に規定する 国土交通大臣への報告に関する規則</p> <p>放射性同位元素等の規制に関する法律第三十一条の二の規定により、 許可届出使用者（表示付認証機器使用者を含む。）、届出販売業者、届 出賃貸業者及び許可廃棄業者は、その放射性同位元素又は放射性汚染物 （以下「放射性同位元素等」という。）の運搬において、次のいずれか に該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を 十日以内に国土交通大臣に報告しなければならない。</p> <p>一～三（略）</p>
改正前	<p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十一 条の二に規定する国土交通大臣への報告に関する規則</p> <p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十一条の 二の規定により、許可届出使用者（表示付認証機器使用者を含む。）、 届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者は、その放射性同位元素 又は放射性汚染物（以下「放射性同位元素等」という。）の運搬におい て、次のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそ れに対する処置を十日以内に国土交通大臣に報告しなければならない。</p> <p>一～三（略）</p>

附 則

(施行期日)

1 この省令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条に掲げる規定の施行の日（平成三十一年九月一日）から施行する。

(放射性同位元素等車両運搬規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この省令による改正後の放射性同位元素等車両運搬規則の規定は、施行日以後に開始される放射性同位元素等の運搬について適用し、同日前に開始される放射性同位元素等の運搬については、なお従前の例による。

(自動車事故報告規則の一部改正に伴う経過措置)

3 第四条の規定による改正前の自動車事故報告規則別記様式による自動車事故報告書は、同条の規定による改正後の自動車事故報告規則別記様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

官鉄保第127号
貨技第144号
平成2年12月27日
一部改正 鉄保第4号
自環第1号
平成3年7月1日
一部改正 鉄保第147号
自環第290号
平成9年12月24日
一部改正 鉄保第179号
自環第309号
平成13年1月5日
一部改正 国鉄技第43号
国自環第126号
平成13年6月29日
一部改正 国鉄技第129号
国自環第191号
平成14年12月3日
一部改正 国鉄技第120号
国自環第180号
平成16年12月24日
一部改正 国鉄技第29号
国自環第45号
平成17年5月27日
一部改正 国鉄技第131号
国自環第187号
平成17年12月1日
一部改正 国鉄技第8号
国自環第16号
平成20年5月30日
一部改正 国鉄安第30号
国自環第71号
平成23年7月1日
一部改正 国鉄安第26号
国自環第127号
平成24年9月14日
一部改正 国鉄安第72号
国自環第210号

平成26年2月19日
一部改正 国鉄安第93号
国自環第235号
平成26年3月25日
一部改正 国鉄安第56号
国自環第145号
平成26年12月26日
一部改正 国鉄安第87号
国自環第156号
平成31年2月28日

運輸省大臣官房国有鉄道改革推進総括審議官

運輸省貨物流通局長

放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領及び核燃料物質等車両
運搬規則関係取扱要領について（依命通達）

今般、放射性同位元素等車両運搬規則及び核燃料物質等車両運搬規則の一部を改正する省令（平成2年運輸省令第34号）、放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示（平成2年運輸省告示第595号）及び核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示（平成2年運輸省告示第596号）が制定され、平成3年1月1日から施行されます。この施行に当たり、放射性同位元素等車両運搬規則（昭和52年運輸省令第33号）及び放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示の主な条項の解釈及び取扱い並びに放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第18条の2第2項に規定する確認の申請、放射性同位元素等車両運搬規則第18条の承認の申請及び放射性同位元素等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令（昭和56年運輸省令第24号）第3条の承認の申請についての実施細目については、別添1「放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領」のとおり、核燃料物質等車両運搬規則（昭和53年運輸省令第72号）及び核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示の主な条項の解釈及び取扱い並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第59条の2第2項に規定する確認の申請、核燃料物質等車両運搬規則第22条に規定する運輸大臣の指定の申請、同令第19条の承認の申請及び

核燃料物質等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令（昭和61年運輸省令第37号）第3条の承認の申請についての実施細目については、別添2「核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領」のとおり、それぞれ定め、平成3年1月1日以後の運搬について適用することとしたので、関係者に対する周知徹底方をお願いします。

なお、「核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領及び放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領について（依命通達）」（昭和56年5月18日付け鉄保第71号、鉄運第60号、自安第117号）及び「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴う関係政省令の制定等について（依命通達）」（昭和61年11月25日付け官鉄保第93号、貨技第124号）は、廃止します。

放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領

1. 目的

本要領は、放射性同位元素等車両運搬規則（昭和52年運輸省令第33号。以下「規則」という。）及び放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示（平成2年運輸省告示第595号。以下「告示」という。）の主な条項の解釈及び取扱い並びに放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「放射性同位元素等規制法」という。）第18条第2項（同法第25条の5の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する確認の申請、規則第18条の承認の申請（以下「特別措置運搬承認申請」という。）及び放射性同位元素等に係る登録運搬方法確認機関に関する省令（平成17年国土交通省令第60号）第2条の承認（以下「積載方法承認」という。）の申請等について実施細則を定め、もって、これらの円滑、かつ、適正な実施を図ることを目的とする。

2. 規則及び告示中の主な条項の解釈及び取扱い

(1) 規則第2条第2項関係

(イ) 荷送人は、核燃料輸送物又は放射性輸送物を開放型の構造を有する箱又は袋等に収納し、又は包装する場合においても、個々の核燃料輸送物又は放射性輸送物に付された標識が見えにくい場合には、オーバーパックに係る基準を満足させるように努めること。

(ロ) 「タンク」とは、タンクコンテナ、ポータブルタンク、タンク車（自動車及び鉄道車両）におけるタンクであって、気体、液体、粉体、粒状物、スラリー又は気体若しくは液体として収納された後に凝固した固体を収納するものをいう。

(2) 規則第3条、第4条第3項、第15条、第15条の2、第18条第2項及び第3項関係

「関係者以外の者」は、旅客、通行人等をいい、運搬に同行する警察官等はこれに含まれない。

(3) 規則第6条第2項（告示第2条）、第10条第2項（告示第9条）関係

「非固定性汚染」とは、通常の手扱い時において、はく離するおそれがあり、ろ紙片等によりふきとることができる性質の汚染をいう。

(4) 規則第8条関係

(イ) 開放型のコンテナであって側方が開放されているものにあつては、当該コンテナの四隅の柱、床板の側面等の側方からできるだけ見やすい箇所に告示第4条に定める標識を付すこと。

(ロ) 荷送人は、L型輸送物の運搬を委託する場合には、運送状の品名の欄に「L型輸送物（放射性）」等と表示する等により、L型輸送物（放射性）の運搬を委託する

旨を明らかにし、運搬に従事する者が当該L型輸送物を取り扱う場合に、容易に判別できるようにすること。

(ハ) 第2項の総重量、「A型」又は「TYPE A」の文字、「BM型」又は「TYPE B (M)」の文字、「BU型」又は「TYPE B (U)」の文字、「IP-1型」又は「TYPE IP-1」の文字、「IP-2型」又は「TYPE IP-2」の文字及び「IP-3型」又は「TYPE IP-3」の文字は、原則として1平方センチメートル角以上の黒字を白地に表示するものとする。

(ニ) 第2項の「A型」又は「TYPE A」の文字、「BM型」又は「TYPE B (M)」の文字、「BU型」又は「TYPE B (U)」の文字、「IP-1型」又は「TYPE IP-1」の文字、「IP-2型」又は「TYPE IP-2」の文字及び「IP-3型」又は「TYPE IP-3」の文字の表示については、本邦内のみを運搬されるものにあつては、「A型」、「BM型」、「BU型」、「IP-1型」、「IP-2型」又は「IP-3型」と、本邦外を運搬されるもの（本邦外を運搬されるために、その経路上本邦内を運搬されるものを含む。以下同じ。）にあつては、「TYPE A」、「TYPE B (M)」、「TYPE B (U)」、「TYPE IP-1」、「TYPE IP-2」又は「TYPE IP-3」と、それぞれ、表示するように努めること。

(ホ) 第7項のコンテナ標識に係る国連番号は、大型コンテナによる国際複合一貫輸送を行う場合に、表示するものである。

(5) 規則第8条第7項（告示第7条第2項）関係

「65ミリメートル以上の大きさ」とは、高さが65ミリメートル以上であることをいう。

(6) 規則第10条第1項関係

運搬に従事する者に対する線量が、一般人と同様、1ミリシーベルト毎年以下となるよう、車両による運搬に従事する者が通常乗車する場所の最大線量当量率は20マイクロシーベルト毎時以下と規定されているが、本規定の実効を担保するため、IP-1型輸送物、IP-2型輸送物、IP-3型輸送物、A型輸送物、BM型輸送物又はBU型輸送物を頻繁に運搬する場合にあつては、運搬に従事する者ごとに次のいずれかの事項を記録し、これを1年間保管すること。

(イ) 放射性同位元素等の運搬に従事した時間及びこのうち運転席、助手席、車室内ベッド等にいた時間

(ロ) ポケット線量計、フィルム（ガラス）バッジ等による測定結果

(7) 規則第10条第2項関係

汚染された区域への車両の進入、輸送物からの放射性同位元素等の漏えい等により車両が汚染された可能性がある場合には、当該車両について、汚染の検査を行うこと。

(8) 規則第10条第2項（告示第9条）関係

「固定性汚染」とは、(3)の非固定性汚染以外の汚染をいう。

(9) 規則第11条第2項関係

車両標識に係る国連番号は、同一の車両に積載された状態で本邦外を運搬する場合に、表示するものである。

(10) 規則第11条第3項関係

前部及び後部に備える赤色燈は、それぞれ、夜間前方及び後方300メートルの距離から点燈を確認できるものであること。

(11) 規則第13条関係

(イ) 携行する書類（電子媒体であって、輸送中に利用可能であるものを含む。）は、各運搬物に関する次の事項についての記載を含むものであること。ただし、本邦内のみを運搬されるものにあつては、1) から4) までの事項及び12) の事項における英語の文字について、専用積載で運搬されないものにあつては、14) から18) までの事項について、それぞれ、省略することができる。

- 1) 運搬する放射性同位元素等の品名に応じた国連番号
- 2) 運搬する放射性同位元素等の告示別表に定める品名
- 3) 国連分類番号「7」
- 4) 2) の品名中に含まれていない場合には、「RADIOACTIVE MATERIAL (放射性物質)」という文字
- 5) 運搬する放射性同位元素等の名称（主な核種の記号）
- 6) 運搬する放射性同位元素等の物理的及び化学的性状についての記述（当該放射性同位元素等が特別形放射性同位元素等である場合には、その旨の記述でよい。）
- 7) 運搬する放射性同位元素等のベクレル（Bq）単位で表された放射能の量の合計
- 8) 放射性輸送物又は低比放射性同位元素等が収納されたコンテナ若しくはタンクの種類（第1類白標識、第2類黄標識又は第3類黄標識のうち、いずれのものを貼付するか。）
- 9) 放射性輸送物、低比放射性同位元素等又は低比放射性同位元素等が収納されたコンテナ若しくはタンクの輸送指数
- 10) 放射性輸送物又は低比放射性同位元素等が収納されたコンテナ若しくはタンクに係る承認番号（容器承認番号、積載方法承認番号、特別措置に係る承認番号等）
- 11) オーバーパック又はコンテナに放射性輸送物を収納し、又は包装する場合には、オーバーパック又はコンテナについての詳細な記述（収納され、又は包装された放射性輸送物及びオーバーパックの個数、オーバーパック又はコンテナへの収納又は包装の方法、収納され、又は包装された放射性同位元素等のベクレル（Bq）単位で表された放射能の量の合計、オーバーパック又はコンテナの種類（第1類白標識、第2類黄標識又は第3類黄標識のうち、いずれのものを貼付するか。）、オーバーパック又はコンテナの輸送指数、オーバーパック又はコンテナに係る承認番号（積載方法承認番号、特別措置に係る承認番号等）、その他必要な事項）
- 12) 運搬物が専用積載で運搬されなければならない場合には、「EXCLUSIVE USE SHIPMENT (専用積載による運搬)」の文字

- 13) LSA-II、LSA-III、SCO-I及びSCO-IIについては、 A_2 値の倍数で示した全放射エネルギー。ただし、 A_2 値が無制限である放射性同位元素については、 A_2 値の倍数をゼロとすること。
- 14) 運搬方法（運搬車両、積付け方法等）に関すること。
- 15) 運搬経路に関すること。
- 16) 運搬関係者（荷送人、荷受人、運送人等）の氏名等
- 17) 駐車中の見張人に関すること（道路輸送に限る。）
- 18) 輸送物の受渡し地点及びその予定時刻
- 19) 運搬中の連絡通報に関すること及び緊急時における当該運搬物に必要な措置
当該書類の記載内容については、運搬に従事する者に対し、あらかじめ説明がなされ、かつ、輸送物引き渡しまでに荷受人にも提供されるものであること。
荷送人及び運送人は、当該書類の写し（電子情報として保存されている場合にあっては、印刷物として複製可能であるものに限る。）を1年間保管すること。
- (ロ) L型輸送物を運搬する場合にあっては、当該輸送物の取扱方法、事故が発生した場合の措置その他の運搬に関し留意すべき事項を記載した書面を携行するよう努めること。

(12) 規則第14条関係

放射性輸送物等の運搬において、運転者の過労等による交通事故を防止して通行の安全を確保するための規定である。本規則の実施に当たっては、次によること。

- (イ) BM型輸送物又はBU型輸送物を運搬する場合にあっては、「危険物の規制に関する規則」（昭和34年総理府令第55号）第47条の2の規定に準ずること。
- (ロ) 放射性輸送物等を運搬する場合には、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年2月9日労働省告示第7号）」に準拠すること。

なお、放射性輸送物等の運搬に従事する運転者には、相当の運転経験を有し、かつ、運転技術のすぐれた者を充てるよう努めること。

(13) 規則第15条の4 （告示第11条の3） 関係

（イ）告示第11条の3第4号の「その他国土交通大臣が必要と認める事項」は、次に掲げる事項とする。

1) 特定放射性同位元素の防護のために必要な措置に関する事項（放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下「施行規則」という。）第24条の2の8第1項の表第1号又は同表第2号に規定する特定放射性同位元素を含む放射性輸送物の運搬に従事する者に限る。）

2) その他必要と認められる事項

（ロ）教育及び訓練については、定期的に計画し実施すること。

（ハ）教育及び訓練の実施年月日、項目並びに当該教育及び訓練を受けた者の氏名を記録し、1年間保存すること。

(14) 規則第16条第2項関係

「専門的知識を有する者」とは、次のいずれかに該当する者とする。

- (イ) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第16号。以下「原子炉等規制法」という。）第41条に規定する原子炉主任技術者免状を有する者又は原子炉主任技術者試験筆記試験合格者
- (ロ) 原子炉等規制法第22条の3に規定する核燃料取扱主任者免状を有する者
- (ハ) 放射性同位元素等規制法第35条に規定する第1種放射線取扱主任者免状又は第2種放射線取扱主任者免状を有する者
- (ニ) 放射性同位元素の取扱いに関し、(イ)から(ハ)までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

(15) 規則第16条の2第1項第1号関係

- (イ) 施行規則第24条の2の8第1項の表第1号に規定する特定放射性同位元素を含む放射性輸送物（以下「強化セキュリティ輸送物」という。）は非開放型の車両（バン型自動車、有がい貨物車又は有がい貨物車と同等の措置を講じた車両をいう。以下同じ。）又は非開放型のコンテナに積載して運搬すること。ただし、特定放射性同位元素の防護のための施錠と同等以上の措置を講じた場合、当該輸送物（取扱単位毎）の重量が2,000キログラムを超える場合又は放射線障害を防止するための措置に支障を及ぼすおそれがある場合は、この限りでない。
- (ロ) 運搬中に積替え等のため強化セキュリティ輸送物を一時保管する場合には、保管室又は保管庫に保管し、その扉には施錠を施すとともに、監視カメラ等を設置し監視すること。

(16) 規則第16条の2第1項第2号関係

非開放型の車両以外の車両又は非開放型のコンテナ以外のコンテナに積載して運搬する場合は、放射線障害を防止するための措置に支障がない範囲において強化セキュリティ輸送物が見えないようにカバー等で覆うこと。

(17) 規則第16条の2第1項第3号関係

強化セキュリティ輸送物を運搬する車両について、盗取が行われることがないように適切な方法により、当該車両の盗取を防止する措置を講じること。

(18) 規則第16条の2第1項第4号関係

「連絡体制」として整備しなければならない事項は、次の事項とする。なお、運搬責任者及び運搬実施者については、2. (19) を参照のこと。

- (イ) 運搬する車両及び伴走車両がある場合には車両ごとに相互に連絡通報を行うことができること。
- (ロ) 運搬中、運搬責任者が電話等により、運搬実施者から連絡を受ける場所（以下「指定連絡場所」という。）を指定すること。
- (ハ) 指定連絡場所へ連絡をすべき時間間隔又は運搬経路上の連絡すべき場所を定めること。
- (ニ) 2つ以上の通信設備を設けること。

(19) 規則第16条の2第1項第5号関係

- (イ) 規則第16条の2第1項第5号に定める放射性輸送物の運搬に関する責任者（以

- 下「運搬責任者」という。)は運搬の実務上の責任者であって、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な措置について統一的に管理するため、運搬計画全体に係る管理的又は監督的地位にある者のうちから選任すること。
- (ロ) 運搬責任者は、実際に運搬に従事する者(以下「運搬従事者」という。)のうちから当該運搬従事者を統括する者(以下「運搬実施者」という。)を選任すること。
- (ハ) 運搬責任者は運搬実施者に対し、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な指示を行うとともに、次の措置を講じさせること。
- 1) 運搬開始前に強化セキュリティ輸送物及び運搬車両に対し、不正な改造及び不審物の有無について検査させること。
 - 2) 運搬開始前、積替え時及び到着時には、強化セキュリティ輸送物の施錠又は封印及び非開放型の車両の荷室若しくは非開放型のコンテナの施錠に異常がないことを点検すること。ただし、当該輸送物が非開放型の車両又は非開放型のコンテナに積載されている場合の当該輸送物の施錠又は封印の確認については、当該車両の荷室若しくはコンテナの施錠の確認をもって代えることができる。
 - 3) 規則第13条に定める「書類」を携行させること。
 - 4) (18)(ハ)の連絡をすべき時間間隔又は運搬経路上の連絡すべき場所において、指定連絡場所へ連絡を行うこと。
 - 5) 駐車時及び停車時においては、強化セキュリティ輸送物を連続的に監視すること。ただし、非開放型の車両又は非開放型のコンテナに積載して運搬する場合はこの限りでない。
 - 6) 運搬中において予期しない長時間の駐車を行う場合であっても、実施可能な範囲で放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な措置を講じさせること。
 - 7) 強化セキュリティ輸送物の盗取又は所在不明が発生した場合に、その発生を検知し、問題が発生した場所及び時期を特定するため、適切な方法(バーコード入力による追跡システム又はマニフェスト等)により当該輸送物の追跡管理を行うこと。ただし、運搬責任者が運搬実施者から連絡すべき時間間隔又は運搬経路上の連絡すべき場所を定め、連絡を受けることにより盗取又は所在不明となった場所及び時期を特定することが可能な場合は、この限りでない。
 - 8) 強化セキュリティ輸送物を積載した車両が盗取された場合に、当該車両の現在位置を特定することができるよう適切な方法により追跡管理を行うこと。ただし、当該盗取が発生し、又は発生するおそれがある場合に、治安当局等関係機関へ通報できるよう2人以上の運搬従事者(運搬実施者、同行する専門家及び見張人を含む。)により運搬する場合は、この限りでない。
 - 9) 運搬実施者及び運搬従事者(同行する専門家及び見張人を含む。)に、運搬に従事する間、本人であることが確認できる公的機関が発行した顔写真付きの証明書等を携帯させること。
- (20) 規則第16条の2第1項第6号関係

(イ) 運搬責任者は見張人に対し、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な指示を行うとともに、次の措置を講じさせること。

1) 輸送中においては、積載車両を連続的に監視すること。

2) 輸送中の駐車時及び停車時においては、強化セキュリティ輸送物を連続的に監視すること。ただし、当該輸送物が非開放型の車両又は非開放型のコンテナに積載されている場合、当該車両の荷室若しくはコンテナの確認をもって代えることができる。

(ロ) 「見張人の配置と同等以上の措置」とは、監視カメラによる遠隔監視等のほか、運搬途中において計画的に駐車しない場合又は積替えを行わない場合であって、非開放型の車両又はコンテナに積載し、当該車両又はコンテナに施錠して運搬される場合をいう。

(21) 規則第16条の2第1項第7号関係

強化セキュリティ輸送物の盗取、当該輸送物の取扱いに対する妨害行為若しくは当該輸送物を運搬する車両若しくは特定放射性同位元素の防護のために必要な設備若しくは装置に対する破壊行為に迅速に対応するため、治安当局とあらかじめ打ち合わせを行った上で、次の事項に考慮した緊急時対応計画（規則第16条の2第1項第7号に規定する計画をいう。以下同じ。）を作成すること。

(イ) 特定放射性同位元素の防護のために必要な体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

(ロ) 特定放射性同位元素の防護のために必要な具体的な措置に関すること。

(ハ) 応急措置の実施に関すること。

(ニ) 被害拡大防止に関すること。

(ホ) 緊急時の対応措置を確実に実施するための運搬従事者に対する教育及び訓練に関すること。

(ヘ) 核セキュリティ文化の醸成（経営責任者の関与を含む。）、品質保証及び持続可能性プログラムに関すること。

(22) 規則第16条の2第1項第8号関係

次に掲げる特定放射性同位元素の防護のために必要な措置に関する詳細な事項については、当該事項の範囲及び業務上知り得る者を指定し、かつ、管理の方法を定めることにより、その漏えいの防止を図ること。

(イ) 特定放射性同位元素の防護のために必要な設備及び装置に関する詳細な事項

(ロ) 特定放射性同位元素の防護のために必要な連絡に関する詳細な事項

(ハ) 特定放射性同位元素の防護のために必要な体制に関する詳細な事項

(ニ) 見張人による監視に関する詳細な事項

(ホ) 緊急時対応計画に関する詳細な事項

(ヘ) 強化セキュリティ輸送物の運搬に関する詳細な事項

(23) 規則第16条の2第2項の規定により準用する規則第16条の2第1項第1号関係

(イ) 施行規則第24条の2の8第1項の表第2号に規定する特定放射性同位元素を含む放射性輸送物（以下「基礎的セキュリティ輸送物」という。）は非開放型の車両又は非開放型のコンテナに積載して運搬すること。ただし、特定放射性同位元素の防護のための施錠と同等以上の措置を講じた場合、当該輸送物（取扱単位毎）の重量が2,000キログラムを超える場合又は放射線障害を防止するための措置に支障を及ぼすおそれがある場合は、この限りでない。

(ロ) 運搬中に積替え等のため基礎的セキュリティ輸送物を一時保管する場合には、保管室又は保管庫に保管し、その扉には施錠を施すとともに、監視カメラ等を設置し監視すること。

(24) 規則第16条の2第2項の規定により準用する規則第16条の2第1項第2号関係

非開放型の車両以外の車両又は非開放型のコンテナ以外のコンテナに積載して運搬する場合は、放射線障害を防止するための措置に支障がない範囲において基礎的セキュリティ輸送物が見えないようにカバー等で覆うこと。

(25) 規則第16条の2第2項の規定により準用する規則第16条の2第1項第3号関係

基礎的セキュリティ輸送物を運搬する車両について、盗取が行われることがないように適切な方法により、当該車両の盗取を防止する措置を講じること。

(26) 規則第16条の2第2項の規定により準用する規則第16条の2第1項第5号関係

(イ) 運搬責任者は運搬の実務上の責任者であって、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な措置について統一的に管理するため、運搬計画全体に係る管理的又は監督的地位にある者のうちから選任すること。

(ロ) 運搬責任者は、運搬従事者のうちから運搬実施者を選任すること。

(ハ) 運搬責任者は運搬実施者に対し、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な指示を行うとともに、次の措置を講じさせること。

1) 運搬開始前に基礎的セキュリティ輸送物及び運搬車両に対し、不正な改造及び不審物の有無について検査させること。

2) 運搬開始前、積替え時及び到着時には、基礎的セキュリティ輸送物の施錠又は封印及び非開放型の車両の荷室若しくは非開放型のコンテナの施錠に異常がないことを点検すること。ただし、当該輸送物が非開放型の車両又は非開放型のコンテナに積載されている場合の当該輸送物の施錠又は封印の確認については、当該車両の荷室若しくはコンテナの施錠の確認をもって代えることができる。

3) 規則第13条に定める「書類」を携行させること。

4) 運搬中において予期しない長時間の駐車を行う場合であっても、実施可能な範囲で放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な措置を講じさせること。

5) 基礎的セキュリティ輸送物の盗取又は所在不明が発生した場合に、その発生を

検知し、問題が発生した場所及び時期を特定するため、適切な方法（バーコード入力による追跡システム又はマニフェスト等）により当該輸送物の追跡管理を行うこと。この場合、運搬責任者が運搬実施者から連絡すべき時間間隔又は運搬経路上の連絡すべき場所を定め、連絡を受けることにより盗取又は所在不明となった場所及び時期を特定することが可能な場合は、この限りでない。

6) 運搬実施者及び運搬従事者（同行する専門家を含む。）に、運搬に従事する間、本人であることが確認できる公的機関が発行した顔写真付きの証明書等を携帯させること。

(27) 規則第16条の2第2項の規定により準用する規則第16条の2第1項第8号関係

放射性輸送物の運搬経路に関する詳細な事項とは、基礎的セキュリティ輸送物の運搬経路における経由地点、区間、キロ程、路線名、所要時間等をいう。

(28) 規則第18条関係

(イ) 第2項又は第3項の「関係者以外の者が当該放射性輸送物、オーバーパック、コンテナ又はタンク（以下「運搬物」という。）に近づくことを防止する措置」とは、有がい車両（バン型自動車、有がい貨車等をいう。）の貨物室内部に当該運搬物を積載し、施錠すること、又は無がい車両（開放型の車両をいう。）に積載された当該運搬物を金属性のケージ等で覆い、当該ケージをボルト等により車両に固定する等の措置をいう。この場合において、当該ケージの表面は車両表面とみなす。

(ロ) 第2項又は第3項の「運搬中に積込み及び取卸しをしないこと」とは、発地において当該運搬物を積込み、運搬を開始した時点から、最終目的地である工場又は事業所に到着し、当該運搬物を取り卸し、運搬が終了するまでは、当該運搬車両については、当該運搬物及び他の貨物の積込み及び取卸しを行ってはならないことをいう。

3. 放射性輸送物の運搬の確認申請等

規則第19条に規定する放射性同位元素等を運搬しようとする場合は、次の要領で放射性同位元素等規制法第18条第2項（同法第25条の5の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する国土交通大臣の確認を受けること（放射性同位元素等規制法第41条の19に規定する登録運搬方法確認機関に係るものを除く。）。

(1) 第1号様式による放射性輸送物運搬確認申請書並びに別表第1の第1欄に掲げる記載事項について、同表の第2欄の記載要領等に従って記載した運搬に関する計画書及びその添付書類正副2通を提出すること。

この場合において、当該申請書等は別表第4の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の第2欄に掲げる所管課に提出すること。原則として申請者は、荷送人と運送人との連名によるものとする。ただし荷送人と当該輸送物についての責任を有するものが異なる場合、当該輸送物についての責任を有する者も申請者とする。

(2) 申請書等の記載事項のうち、予定運搬日時、予定運搬経路その他軽微な事項の記載

内容を変更しようとする場合には、変更の事由、内容を明らかにし、その旨を遅滞なく届け出ること。

また、確認を受けた場合には、確認に係る運搬についての記録を1年間保管すること。

4. 特別措置運搬承認申請書

規則第18条第1項から第3項までの規定に基づき、放射性同位元素等、放射性輸送物等又は低比放射性同位元素等を運搬しようとする場合は、第2号様式による特別措置運搬承認申請書本文並びに別表第1の第1欄に掲げる記載事項について同表の第2欄の記載要領等に従って記載した承認申請書及びその添付書類正副2通を提出すること。

この場合において、当該承認申請書等は、別表第4の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の第2欄に掲げる所管課に提出すること。なお、承認を受けた内容を変更しようとする場合には、変更の事由、内容を明らかにし、その旨当該手続きに準じて承認を受けること。

また、承認を受けた場合には、承認に係る運搬についての記録を1年間保管すること。

5. 積載方法承認の申請等

(1) 申請

積載方法承認を受けようとする者は、別表第2の第1欄に掲げる記載事項について同表の第2欄の記載要領等に従って記載した積載方法承認申請書及び別表第3の第2欄の記載要領等に従って記載した同表の第1欄に掲げる添付書類正副2通を提出すること。

この場合において、当該申請書等は、別表第4の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の第2欄に掲げる所管課に提出すること。なお、**施行規則**第18条の17第3項に規定する容器については、一括して申請することができる。

(2) 承認の基準

積載方法承認は、次の各号に掲げる基準に適合しているものについて行うものとする。

(イ) 運搬中、移動、転倒、転落等により放射性輸送物の安全性が損なわれないように保たれていること。

(ロ) 同一積載方法により繰り返し実施できるものであること。

(ハ) **放射性同位元素等規制法**第18条第2項（**同法第25条の5の規定により読み替えて適用する場合を含む。**）に基づく国土交通大臣の確認を受けたものと輸送容器及び固縛方法等が同一であって、国土交通大臣が規則等で定める技術上の基準に適合すると認めたもの。

(ニ) 前各号のほか運搬の安全上支障を及ぼすことのないこと。

(3) 承認証の交付

積載方法承認を行ったときは、当該承認に係る積載方法承認証を交付するものとする。

なお、当該申請に当たっては、必要に応じ積載方法等に関し条件を付すことができる。

(4) 変更届

積載方法承認に係る次に掲げる変更があった場合には、積載方法承認を受けた者はその旨を国土交通大臣に届け出ること。この場合において、(イ)に掲げる変更については、変更があった日から30日以内に、(ロ)及び(ハ)に掲げる変更については、あらかじめ国土交通大臣へ届け出ること。

(イ) 積載方法承認を受けた者の氏名若しくは名称又は住所

(ロ) 積載方法承認に係る車両を変更しようとする場合（次に掲げる変更に限る。ただし、積載方法が変更前と同等である場合に限る。）

1) 車両の型式に変更がない場合

2) けん引自動車を変更した場合

3) 国際海上コンテナを運搬する被けん引自動車（ISO規格の20フィートコンテナをツイストロックにより固定して輸送することができる構造を有しているものに限る。（以下「コンテナセミトレーラ」という。）を異型式のコンテナセミトレーラに変更する場合

(ハ) 積載方法承認に係る承認容器の容器承認書番号及び容器登録番号に変更があった場合（次に掲げる変更に限る。）

1) 変更前の承認容器と容器型式個別番号並びに設計・仕様及び構造が同一の容器を追加するため、施行規則第18条の17に基づく容器承認の申請を行い、原子力規制委員会より同規則第18条の18に基づき新たな容器承認書の交付を受けた場合

2) 承認容器の使用期間を更新するため、施行規則第18条の19第1項の規定に基づく使用期間の更新申請を行い、原子力規制委員会より同条第3項に基づき、原子力規制委員会より新たに容器承認書の交付を受けた場合

3) 容器承認書の交付を受けた者が施行規則第18条の20第1項に基づき容器承認書の変更届出を行ったことにより、原子力規制委員会より変更の容器承認書の交付を受けた場合

別表第1 運搬計画書等記載事項等

記載事項	記載要領等
<p>1. 運搬の目的</p> <p>2. 当該規定に従って運搬することが著しく困難な規定及びその理由並びに安全な運搬を確保するために特に講ずる措置（規則第18条第1項の規定に基づく承認申請のみ）</p> <p>3. 当該規定によらないで運搬することとする規定及びその理由、安全な運搬を確保するために特に講ずる措置、規則第18条第2項の表の下欄に掲げる基準への適合状況並びに当該規定によらないで運搬することとしても安全上支障がないことの説明（規則第18条第2項の規定に基づく承認申請のみ）</p> <p>4. 原子力規制委員会の承認の内容及び承認の理由、安全な運搬を確保するために特に講ずる措置並びに表面における線量当量率が2ミリシーベルト毎時を超え10ミリシーベルト毎時以下の放射性輸送物を運搬する場合には、規則第18条第3項第1号及び第2号に掲げる基準への適合状況（規則第18条第3項の規定に基づく承認申請のみ）</p> <p>5. 荷送人及び荷受人の氏名又は名称及び住所</p> <p>6. 運送人の氏名又は名称及び住所</p> <p>7. 予定運搬日時</p> <p>8. 予定運搬経路</p> <p>(1) 発地、着地、経路及び距離</p> <p>(2) その他</p>	<p>○ 運搬する放射性同位元素等の用途、発着地等を簡略に記載すること。</p> <p>○ 法人にあっては、その代表者の氏名を付記すること。</p> <p>○ 法人にあっては、その代表者の氏名を付記すること。</p> <p>○ (2)については、必要に応じ、道路名又は路線名、通過地点、区間距離、キロ程、所要時間、通過予定時刻、点検、運</p>

<p>9. 運搬しようとする放射性輸送物</p> <p>(1) 放射性輸送物の型式又は名称及び主要諸元</p> <p>(2) 放射性輸送物の種類</p> <p>(3) 収納し、又は包装する放射性同位元素等の名称、数量、放射能強度及び性状</p> <p>(4) 放射性輸送物の線量当量率</p> <p>(5) 放射性輸送物の輸送指数</p> <p>(6) 放射性輸送物に貼付する標識及び行表示</p> <p>(7) 放射性輸送物の個数</p> <p>(8) 原子力委員会決定 804 項への該当</p>	<p>転者の交替予定等を記載し、運行経路図を添付すること。</p> <p>○ 承認申請の場合には、(2)及び(4)を除き、「放射性輸送物」とあるのは「放射性同位元素等、放射性輸送物又は低比放射性同位元素等」と読み替えて記載すること。</p> <p>○ (1)の主要諸元は、長さ、幅、高さ、重量等を記載すること。</p> <p>○ (2)については、IP-1、IP-2、IP-3、A、BM又はBU型輸送物のよう記載すること。</p> <p>○ (3)については、放射性輸送物ごとに記載し、性状については、物理的、化学的状态を記載すること。収納する放射性同位元素等が汚染物等である場合には、LSA-II、LSA-III、SCO-I又はSCO-IIの区分及びA₂値の倍数で示した運搬物の全放射能も記載すること。</p> <p>○ (4)については、その位置を付記又は図示すること。</p> <p>○ (6)については、第1類白標識、第2類黄標識又は第3類黄標識のうち、いずれのものを何枚貼付するのか、「A型」、「<u>TYPE A</u>」、「BM型」、「<u>TYPE B (M)</u>」、「BU型」、「<u>TYPE B (U)</u>」、「IP-1型」、「<u>TYPE IP-1</u>」、「IP-2型」、「<u>TYPE IP-2</u>」、「IP-3型」又は「<u>TYPE IP-3</u>」の文字のうち、いずれの表示を行うのか及び総重量の表示について記載し、また、国連番号を表示する場合には、「UN」の文字に続け、その旨についても記載すること。</p> <p>○ (8)については、昭和50年1月原子</p>
--	---

<p>の有無及びその事由</p> <p>(9) 放射性輸送物の基準適合状況</p> <p>(10) 放射性輸送物取扱上の注意事項</p> <p>(11) 放射性輸送物の外観図及び構造図</p> <p>10. オーバーパックの概要</p> <p>(1) オーバーパックの名称及び主要諸元</p> <p>(2) 収納し、又は包装する放射性輸送物の型式又は名称、個数及びオーバーパックへの収納又は包装の方法</p> <p>(3) オーバーパックの線量当量率</p> <p>(4) オーバーパックの輸送指数</p> <p>(5) オーバーパックに貼付する標識</p> <p>(6) オーバーパックの個数</p> <p>(7) オーバーパックの外観図</p> <p>11. コンテナの概要</p> <p>(1) コンテナの名称又は型式及び主要諸元</p> <p>(2) 収納する放射性輸送物及びオーバーパックの型式又は名称、個数及びコン</p>	<p>力委員会決定「放射性物質等の輸送に関する安全基準」804項 a から f までについて記載すること。</p> <p>○ (9)については、原子力規制委員会の運搬確認証の番号及び輸送容器の登録番号を記載し、当該確認証の写しを添付すること。</p> <p>原子力規制委員会の運搬確認申請中のものにあつては、その旨並びに申請書の日付及び番号を記載すること。</p> <p>○ (11)の外観図は、三面図及び鳥かん図によること。</p> <p>○ (1)の主要諸元については、長さ、幅、高さ、重量等を記載すること。</p> <p>○ (2)については、オーバーパックごとに記載すること。</p> <p>○ (3)については、その位置を付記又は図示すること。</p> <p>○ (5)については、第1類白標識、第2類黄標識又は第3類黄標識のうち、いずれのものを貼付するのかを記載すること。</p> <p>○ (7)については、三面図及び鳥かん図によること。</p> <p>○ 承認申請の場合には、(2)の「放射性輸送物及びオーバーパック」を「放射性同位元素等、放射性輸送物等又は低比放射性同位元素等」と読み替えて記載すること。</p> <p>○ (1)の主要諸元については、長さ、幅、高さ、重量、適合規格等を記載すること。</p> <p>○ (2)については、コンテナごとに記載すること。</p>
---	--

<p>テナへの収納方法</p> <p>(3) コンテナの線量当量率</p> <p>(4) コンテナの輸送指数</p> <p>(5) コンテナに貼付する標識</p> <p>(6) コンテナの個数</p> <p>(7) コンテナの外観図</p>	<p>○ (3)については、その位置を付記又は図示すること。</p> <p>○ (5)については、第1類白標識、第2類黄標識又は第3類黄標識のうち、いずれのものを貼付するのか及びコンテナ標識の貼付の有無について記載し、また、国連番号を表示する場合には、その旨についても記載すること。</p> <p>○ (7)については、三面図及び鳥かん図によること。</p>
<p>12. タンクの概要</p> <p>(1) タンクの名称又は型式及び主要諸元</p> <p>(2) 収納する低比放射性同位元素等の名称、数量、放射能強度及び性状</p> <p>(3) タンクの線量当量率</p> <p>(4) タンクの輸送指数</p> <p>(5) タンクに貼付する標識</p> <p>(6) タンクの個数</p> <p>(7) タンクの外観図</p>	<p>○ (1)の主要諸元については、長さ、幅、高さ、重量、適合規格等を記載すること。</p> <p>○ (2)については、タンクごとに記載すること。名称については、LSA-I又はSCO-Iの区分も記載し、性状については、物理的、化学的性状を記載すること。</p> <p>○ (3)については、その位置を付記又は図示すること。</p> <p>○ (5)については、第1類白標識、第2類黄標識又は第3類黄標識のうち、いずれのものを貼付するのか及びコンテナ標識の貼付の有無について記載し、また、国連番号を表示する場合には、その旨についても記載すること。</p> <p>○ (7)については、三面図及び鳥かん図によること。</p>
<p>13. 車両及び積載方法</p> <p>(1) 車両の概要</p>	<p>○ (1)については、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車により運搬する場合には、当該運搬に使用する車両の許容積載量及び有がい、無がいの別を、自動車によ</p>

<p>(2) 車両の外観図並びに積載方法及び固定方法</p>	<p>り運搬する場合には、当該運搬に使用する自動車の車名、型式、登録番号及び最大積載量を記載すること。また、自動車検査証の写しを添付すること。</p> <p>○ (2)については、三面図により示すものとし、積載位置、固定等に使用する用具、固定等の方法、標識の貼付、他の積載物等が明確にわかるように示すこと。</p>
<p>(3) 車両の線量当量率</p>	<p>○ (3)については、その位置を付記又は図示すること。</p>
<p>(4) 車両に貼付する標識</p>	<p>○ (4)については、車両標識の貼付の有無について記載し、また、国連番号を表示する場合には、その旨についても記載すること。</p>
<p>(5) 車両に積載する放射性輸送物、オーバーパック、コンテナ及びタンクの型式又は名称、個数並びに輸送指数及びその合計値</p>	<p>○ (5)については、車両ごとに記載すること。</p>
<p>14. 運搬実施体制</p>	
<p>(1) 運搬責任者、運搬実施者、同行する専門家及びその他の運搬従事者</p>	<p>○ (1)において運搬責任者については氏名と連絡先を、運搬実施者については氏名を、同行する専門家については氏名、所属、資格等を、その他の運搬従事者については人数を記載すること。ただし、規則第18条第1項から第3項までの規定に基づく承認申請の場合には、その他の運搬従事者の全氏名も記載すること。</p>
<p>(2) 放射線管理要領</p>	<p>○ (2)については、車両、放射性輸送物、コンテナ等の線量当量率の管理、線量当量率、測定機器、保護具等について記載すること。</p>
<p>(3) 被ばく管理要領 (規則第18条第1項から第3項までの規定に基づく承認申請のみ)</p>	<p>○ (3)については、運搬従事者の被ばく線量の測定、記録等の体制、その他被ばく管理に係る必要な事項を記載すること。</p>
<p>(4) 運搬要領</p>	<p>○ (4)については、運搬時における駐車要領、踏切通過要領、梯団時の隊列によ</p>

<p>(5) 荷役作業要領</p>	<p>る運行体制等を記載すること。</p>
<p>(6) 事故時の措置</p>	<p>○ (5)については、荷役時における作業要領、安全対策、使用する機器又は用具の種類等について記載すること。</p>
<p>15. 放射線防護計画</p>	<p>○ (6)については、事故時の応急措置、連絡先等を記載すること。</p>
<p>16. 教育及び訓練</p>	<p>○ 放射線防護計画の内容、その他必要な事項を記載すること。</p>
<p>16. 教育及び訓練</p>	<p>○ 運搬従事者に対する教育及び訓練の内容、その他必要な事項を記載すること。</p>
<p><u>17. 特定放射性同位元素の運搬に係る措置</u></p>	
<p><u>(1) 放射性輸送物の種類</u></p>	<p>○ <u>(1)については、強化セキュリティ輸送物又は基礎的セキュリティ輸送物の別を記載すること。</u></p>
<p><u>(2) 放射性輸送物の施錠、封印</u></p>	<p>○ <u>(2)については、放射性輸送物の施錠又は封印に関し記載すること</u></p>
<p><u>(3) 荷室又はコンテナの施錠</u></p>	<p>○ <u>(3)については、施錠方法及び鍵の管理について記載すること。</u></p>
<p><u>(4) 車両の盗取防止</u></p>	<p>○ <u>(4)については、車両の盗取を防止するための措置を記載すること。</u></p>
<p><u>(5) 放射性輸送物の積載方法</u></p>	<p>○ <u>(5)については、非開放型の車両以外の車両又は非開放型のコンテナ以外のコンテナに積載する場合の措置又は措置を講じられない理由を記載すること。</u></p>
<p><u>(6) 連絡体制（強化セキュリティ輸送物に限る。）</u></p>	<p>○ <u>(6)については、通信設備、指定連絡場所、連絡をすべき時間間隔又は場所等を記載すること。</u></p>
<p><u>(7) 見張人の配置（強化セキュリティ輸送物に限る。）</u></p>	<p>○ <u>(7)については、見張人の配置状況を記載すること。</u></p>
<p><u>(8) 緊急時対応計画（強化セキュリティ輸送物に限る。）</u></p>	<p>○ <u>(8)については、緊急時対応計画の概要を記載すること。</u></p>
<p><u>(9) 情報管理</u></p>	<p>○ <u>(9)については、情報の管理方法の概要を記載すること。</u></p>
<p><u>18. その他</u></p>	<p>○ 運搬従事者に対する教育訓練内容その他必要な事項を記載すること。また、運搬する放射性同位元素等が本邦外を運搬されるものである場合には、取扱要</p>

	領本文 2. (11)に掲げる携行書類の記載事項（以下「携行書類の記載事項」という。）のうち、1) から 4) までの事項及び当該放射性同位元素等が専用積載で運搬されなければならないものである場合には、携行書類の記載事項のうち、12) の事項についても記載すること。ただし、1. から 14. までの記載事項の内容に含まれていない場合に限る。
--	---

備考

用紙は、日本工業規格 A 列 4 番の大きさとし、鮮明にコピーできるものとする。

ただし、この大きさによることが困難なものについては、折りたたんだ状態でこの大きさとする。

別表第2

記 載 事 項	記 載 要 領 等
<p>1. 申請書本文</p> <p>2. 運搬しようとする放射性輸送物の基準適合状況</p> <p>3. 承認を受けようとする積載方法</p> <p>(1) 名称</p> <p>(2) 外観図</p> <p>(3) 固縛に使用する用具、架台等</p> <p>(4) 運搬に係る車両</p> <p>(5) 固縛作業</p>	<p>○ 申請書本文の様式は第3号様式によること。なお、申請者は、<u>放射性同位元素等規制法18条第2項(同法第25条の5の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>の確認申請時の申請者又は同法第18条第3項の容器承認の申請者と同法第18条第2項<u>(同法第25条の5の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>の申請の際の運搬を委託された者との連名によるものとする。</p> <p>また、申請者が法人である場合にあつては、その代表者の氏名を付記すること。</p> <p>○ 原子力規制委員会の容器承認の番号を記載すること。</p> <p>○ 図面により固定方法、積載位置等を明確に示すこと。なお、必要に応じて部分図を添付すること。</p> <p>○ 主要な箇所には寸法を記入すること。</p> <p>○ 固縛に使用されるワイヤ、緊締金具、架台等の名称及び記号等を記載すること。</p> <p>○ 鉄道、軌道、索道又は無軌条電車により運搬する場合には、車両の許容積載量及び有がい、無がいの別を、自動車により運搬する場合には、車名、型式、登録番号及び最大積載量を記載すること。</p> <p>○ 固縛作業の手順の詳細を明確に記載すること。</p> <p>○ 固縛作業において、使用するクレーン等機械、器具の内容及び固縛作業に従事する者に対し指示すべき事項を記載すること。</p>

備考

用紙は、日本工業規格A列4番の大きさとし、鮮明にコピーできるものとする。

ただし、この大きさによることが困難なものについては、折りたたんだ状態でこの大きさとする。

別表第3

添付書類	記載要領等
1. 車両に関する説明	<p>○ 運搬に使用される車両の主要諸元、車両性能及び積載方法の審査に必要な箇所の構造、装置の内容について説明すること。</p> <p>また、自動車により運搬する場合は運搬に使用される車両の自動車検査証の写しを添付すること。</p>
2. 予定される運搬に関する説明	<p>○ 予定される運搬に関し、速度、勾配、最小回転半径、通行の距離等について説明すること。</p>
3. 強度計算書	<p>○ 予定される運搬等において、運搬容器が容易に移動、転倒、転落等を起こさないことを説明すること。</p>
4. 同一積載方法が繰り返し実施できることの説明	<p>○ 同一積載方法が繰り返し実施できることを具体的に説明すること。この場合、積付けに使用される機器、架台等の劣化についても言及すること。</p>
5. 承認容器について	<p>○ 承認容器の主要諸元、外観図及び承認を受けたこと証する書面を添付すること。</p>
6. 国土交通大臣の確認の有無について	<p>○ 当該運搬において、国土交通大臣による確認を受けている場合はその輸送物運搬確認証の写しを添付すること。</p>
7. その他	<p>○ その他必要な事項がある場合は、その書面を添付すること。</p>

別表第4 申請先

区 分	所 管 課
(1) 当該運搬が鉄道、軌道、索道若しくは無軌条電車によってなされる場合	鉄道局安全監理官
(2) 当該運搬が自動車若しくは軽車両によってなされる場合	自動車局環境政策課

第 1 号様式（放射性輸送物運搬確認申請書）

放射性輸送物運搬確認申請書

正本には、所定の金額の収入印紙を貼り、消印しないこと。

国土交通大臣 殿

文 書 番 号
年 月 日

申請者の氏名 印
又 は 名 称
住 所
連 絡 先

別添の運搬計画書に記載する放射性輸送物の運搬につき、放射性同位元素等の規制に関する法律第 18 条第 2 項（同法第 25 条の 5 の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の確認をして戴きたく申請いたします。

備考 申請者は、氏名又は名称を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

第2号様式（特別措置運搬承認申請書）

特別措置運搬承認申請書

国土交通大臣

殿

文書番号

年 月 日

申請者の氏名

印

又は名称

住 所

連絡先

放射性同位元素等車両運搬規則第18条第1項の規定に基づき、下記の放射性同位元素等の運搬について承認して戴きたく申請いたします。

記

備考 申請文中「第18条第1項」は、当該申請が規則第18条第2項に基づく場合には、「第18条第2項」と、当該申請が規則第18条第3項に基づく場合には、「第18条第3項」と、第18条第1項及び第3項に基づく場合には、「第18条第1項及び第3項」等と書き換えること。

また、申請者は、氏名又は名称を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第3号様式（積載方法承認申請書）

積載方法承認申請書

国土交通大臣

殿

文書番号

年 月 日

申請者の氏名

印

又は名称

住 所

連絡先

放射性同位元素等に係る登録運搬方法確認機関に関する省令第2条の規定に基づき、下記の積載方法について承認して戴きたく申請いたします。

記

備考 申請者は、氏名又は名称を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領

1. 目的

本要領は、核燃料物質等車両運搬規則（昭和53年運輸省令第72号。以下「規則」という。）及び核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示（平成2年運輸省告示第596号。以下「告示」という。）の主な条項の解釈及び取扱い並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第59条第2項に規定する確認の申請及び規則第19条の承認の申請（以下「特別措置運搬承認申請」という。）等について実施細則を定め、もって、これらの円滑、かつ、適正な実施を図ることを目的とする。

2. 規則及び告示中の主な条項の解釈及び取扱い

(1) 規則第2条第2項関係

(イ) 荷送人は、放射性輸送物又は核燃料輸送物を開放型の構造を有する箱又は袋等に収納し、又は包装する場合においても、個々の放射性輸送物又は核燃料輸送物に付された標識が見えにくい場合には、オーバーパックに係る基準を満足させるように努めること。

(ロ) 「タンク」とは、タンクコンテナ、ポータブルタンク、タンク車（自動車及び鉄道車両）におけるタンクであって、気体、液体、粉体、粒状物、スラリー又は気体若しくは液体として収納された後に凝固した固体を収納するものをいう。

(2) 規則第3条、第4条第3項、第16条、第16条の2、第19条第2項及び第3項関係

「関係者以外の者」は、旅客、通行人等をいい、運搬に同行する警察官等はこれに含まれない。

(3) 規則第7条第2項（告示第2条）、第11条第2項（告示第9条）関係

「非固定性汚染」とは、通常の手配時において、はく離するおそれがあり、ろ紙片等によりふきとることができる性質の汚染をいう。

(4) 規則第9条関係

(イ) 開放型のコンテナであって側方が開放されているものにあつては、当該コンテナの四隅の柱、床板の側面等の側方からできるだけ見やすい箇所に告示第4条に定める標識を付すこと。

(ロ) 荷送人は、L型輸送物の運搬を委託する場合には、運送状の品名の欄に「L型輸送物（放射性）」等と表示する等により、L型輸送物（放射性）の運搬を委託する旨を明らかにし、運搬に従事する者が当該L型輸送物を取り扱う場合に、容易に判別できるようにすること。

(ハ) 第2項の総重量、「A型」又は「TYPE A」の文字、「BM型」又は「TYPE B (M)」の文字、「BU型」又は「TYPE B (U)」の文字、「IP-1型」又は「TYPE IP-1」の文字、「IP-2型」又は「TYPE IP-2」の文字及び「IP-3型」又は「TYPE IP-3」の文字は、原則として1平方センチメートル角以上の黒字を白地に表示するものとする。

(ニ) 第2項の「A型」又は「TYPE A」の文字、「BM型」又は「TYPE B (M)」の文字、「BU型」又は「TYPE B (U)」の文字、「IP-1型」又は「TYPE IP-1」の文字、「IP-2型」又は「TYPE IP-2」の文字及び「IP-3型」又は「TYPE IP-3」の文字の表示については、本邦内のみを運搬されるものにあつては、「A型」、「BM型」、「BU型」、「IP-1型」、「IP-

2型」又は「IP-3型」と、本邦外を運搬されるもの（本邦外を運搬されるために、その経路上本邦内を運搬されるものを含む。以下同じ。）にあっては、「TYPE A」、「TYPE B(M)」、「TYPE B(U)」、「TYPE IP-1」、「TYPE IP-2」又は「TYPE IP-3」と、それぞれ、表示するように努めること。

(ホ) 第7項のコンテナ標識に係る国連番号は、大型コンテナによる国際複合一貫輸送を行う場合に、表示するものである。

(5) 規則第9条第7項（告示第7条第2項）関係

「65ミリメートル以上の大きさ」とは、高さが65ミリメートル以上であることをいう。

(6) 規則第11条第1項関係

運搬に従事する者に対する線量が、一般人と同様、1ミリシーベルト毎年以下となるよう、車両による運搬に従事する者が通常乗車する場所の最大線量当量率は20マイクロシーベルト毎時以下と規定されているが、本規定の実効を担保するため、IP-1型輸送物、IP-2型輸送物、IP-3型輸送物、A型輸送物、BM型輸送物又はBU型輸送物を頻繁に運搬する場合にあっては、運搬に従事する者ごとに次のいずれかの事項を記録し、これを1年間保管すること。

(イ) 核燃料物質等の運搬に従事した時間及びこのうち運転席、助手席、車室内ベッド等にいた時間

(ロ) ポケット線量計、フィルム（ガラス）バッジ等による測定結果

(7) 規則第11条第2項関係

汚染された区域への車両の進入、輸送物からの放射性物質等の漏えい等により車両が汚染された可能性がある場合には、当該車両について、汚染の検査を行うこと。

(8) 規則第11条第2項（告示第9条）関係

「固定性汚染」とは、(3)の非固定性汚染以外の汚染をいう。

(9) 規則第12条第2項関係

車両標識に係る国連番号は、同一の車両に積載された状態で本邦外を運搬する場合に、表示するものである。

(10) 規則第12条第3項関係

前部及び後部に備える赤色燈は、それぞれ、夜間前方及び後方300メートルの距離から点燈を確認できるものであること。

(11) 規則第14条関係

(イ) 携行する書類（電子媒体であって、輸送中に利用可能であるものを含む。）は、各運搬物に関する次の事項についての記載を含むものであること。ただし、本邦内のみを運搬されるものにあつては、1)から4)までの事項及び13)の事項における英語の文字について、省略することができる。

1) 運搬する核燃料物質等の品名に応じた国連番号

2) 運搬する核燃料物質等の告示別表に定める品名

3) 国連分類番号「7」

4) 2)の品名中に含まれていない場合には、「RADIOACTIVE MATERIAL（放射性物質）」という文字

5) 運搬する核燃料物質等の名称（主な核種の記号）

6) 運搬する核燃料物質等の物理的及び化学的性状についての記述（当該核燃料物質等が特別形核燃料物質等である場合には、その旨の記述でよい。）

7) 運搬する核燃料物質等のベクレル（Bq）単位で表された放射能の量の合計（核分裂性物質にあつては、グラム単位又はその倍数単位で表された核分裂性物質の質量の合計でもよい。）

- 8) 核燃料輸送物又は低比放射性物質等が収納されたコンテナ若しくはタンクの分類（第1類白標識、第2類黄標識又は第3類黄標識のうち、いずれのものを貼付するか及び臨界安全指数標識の貼付。）
 - 9) 核燃料輸送物、低比放射性物質等又は低比放射性物質等が収納されたコンテナ若しくはタンクの輸送指数
 - 10) 核分裂性物質にあつては、次の内容
 - i) 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成2年科学技術庁告示第5号。以下「核燃料物質科学技術庁告示」という。）第23条第1号から第6号のうちのいずれかが適用されているものは当該項目への言及
 - ii) 核燃料物質科学技術庁告示第23条第3号から第5号のいずれかが適用されているものは核分裂性核種の合計重量
 - iii) 核燃料物質科学技術庁告示第23条の2第1号ハ(1)から(3)又は第2号のうちいずれかが適用されているものは当該項目への言及
 - iv) 核分裂性輸送物にあつては臨界安全指数
 - 11) 核燃料輸送物又は低比放射性物質等が収納されたコンテナ若しくはタンクに係る承認番号（容器承認番号、特別措置に係る承認番号等）
 - 12) オーバーパック又はコンテナに核燃料輸送物を収納し、又は包装する場合には、オーバーパック又はコンテナについての詳細な記述（収納され、又は包装された核燃料輸送物及びオーバーパックの個数、オーバーパック又はコンテナへの収納又は包装の方法、収納され、又は包装された核燃料物質等のベクレル（Bq）単位で表された放射能の量の合計（核分裂性物質にあつては、グラム単位又はその倍数単位で表された核分裂性物質の質量の合計でもよい。）、オーバーパック又はコンテナの分類（第1類白標識、第2類黄標識又は第3類黄標識のうち、いずれのものを貼付するか及び臨界安全指数標識の貼付。）、オーバーパック又はコンテナの輸送指数及び臨界安全指数、オーバーパック又はコンテナに係る承認番号（特別措置に係る承認番号等）、その他必要な事項）
 - 13) 運搬物が専用積載で運搬されなければならない場合には、「EXCLUSIVE SHIPMENT（専用積載による運搬）」の文字
 - 14) LSA-II、LSA-III、SCO-I及びSCO-IIについては、 A_2 値の倍数で示した全放射能。ただし、 A_2 値が無制限である核燃料物質については、 A_2 値の倍数をゼロとすること。
 - 15) 運搬方法（運搬車両、積付け方法等）に関すること。
 - 16) 運搬経路に関すること。
 - 17) 運搬関係者（荷送人、荷受人、運送人等）の氏名等
 - 18) 運搬中（又は駐車中（道路輸送に限る。））の見張人に関すること。
 - 19) 輸送物の受渡し地点及びその予定時刻
 - 20) 運搬中の連絡通報に関すること及び緊急時における当該運搬物に必要な措置
当該書類の記載内容については、運搬に従事する者に対し、あらかじめ説明がなされ、かつ、保安のために必要な内容については、輸送物引き渡しまでに荷受人にも提供されるものであること。
- (ロ) L型輸送物（防護対象特定核燃料物質が収納されているものを除く。）を運搬する場合には、当該輸送物の取扱方法、事故が発生した場合の措置その他の運搬に関し留意すべき事項を記載した書面を携行するよう努めること。
- (ハ) 防護対象特定核燃料物質を運搬する場合に携行しなければならない書類は、あらかじめ荷送人、荷受人及び運送人の間で、協議及び調整を行った上で作成すること。この場合において、次の事項について配慮すること。

- 1) 他の輸送手段と一貫して運搬する場合にあっては、特別の事由がある場合を除き、全体の輸送時間、積替回数及び積替時間が最小となるようにすること。
- 2) 運搬経路の選定に当たっては、特別な事由がある場合を除き、自然災害等による突発的な事態が生ずる可能性が少ない地区を通過するようにすること。さらに道路輸送にあっては、緊急時における代替経路を考慮しておくこと。
- 3) 道路輸送中において、積替えを予定しないこと。
- 4) 定期的に毎月同一日時に輸送する等の反復継続する輸送は、避けるよう努めること。

(12) 規則第15条関係

核燃料輸送物等の運搬において、運転者の過労等による交通事故を防止して通行の安全を確保するための規定である。本規則の実施に当たっては、次によること。

(イ) BM型輸送物、BU型輸送物又は核分裂性輸送物を運搬する場合にあっては、「危険物の規制に関する規則」(昭和34年総理府令第55号)第47条の2の規定に準ずること。

(ロ) 核燃料輸送物等を運搬する場合には、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(平成元年2月9日労働省告示第7号)」に準拠すること。

なお、核燃料輸送物等の運搬に従事する運転者には、相当の運転経験を有し、かつ、運転技術のすぐれた者を充てるよう努めること。

(13) 規則第16条の4関係

教育及び訓練については、定期的に計画し実施すること。

(14) 規則第17条第2項関係

「専門的知識を有する者」とは、次のいずれかに該当する者とする。

(イ) 原子炉等規制法第41条に規定する原子炉主任技術者免状を有する者又は原子炉主任技術者試験筆記試験合格者

(ロ) 原子炉等規制法第22条の3に規定する核燃料取扱主任者免状を有する者

(ハ) 放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「放射性同位元素等規制法」という。)第35条に規定する第1種放射線取扱主任者免状を有し、かつ、核燃料物質の取扱いに関し1年以上の経験を有する者

(ニ) 放射性同位元素等規制法第35条に規定する第2種放射線取扱主任者免状を有し、かつ、核燃料物質の取扱いに関し2年以上の経験を有する者

(ホ) 核燃料物質の取扱いに関し、(イ)から(ニ)までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

(15) 規則第17条の2第1項関係

(イ) 運搬開始前に施錠、封印等に異常がないことを点検すること。

(ロ) 安全性配慮の優先事項がない限り、核燃料輸送物等(防護対象特定核燃料物質が収納されているものに限る。)は、施錠及び封印を行った有がい車両(バン型自動車、有がい貨物車又は有がい貨物車と同等の措置を講じた車両をいう。以下同じ。)に積載し運搬すること。

コンテナの中に収納して運搬する場合には、当該コンテナは非開放型の構造のものであり、かつ、施錠及び封印を行い運搬すること。ただし、当該コンテナに収納されている核燃料輸送物(防護対象特定核燃料物質が収納されているものに限る。)の防護のため、施錠及び封印と同等以上の措置を講じたときは、この限りでない。

なお、当該核燃料輸送物の取扱単位毎の重量が2,000キログラムを超える場合は、開放型のコンテナ又は無がい車両(開放型の車両をいう。以下同じ。)により運搬することができる。

(ハ) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和32年政令第324号。以下「令」という。)第48条の表第2号の下欄に掲げる物質を運搬す

る場合にあつては、(イ)及び(ロ)に定める措置のほか、次の措置を講じること。

1) 有がい車両又は非開放型のコンテナに施す施錠は異なる鍵を有した複数の者による解錠が必要となる機構であること。

2) 開放型のコンテナ又は無がい車両により運搬する場合にあつては追加の防護措置を講じること。

(16) 規則第17条の2第2項関係

特定核燃料輸送物等を運搬する場合には、専用積載とすること。

(17) 規則第17条の2第3項関係

道路輸送中において令第48条の表第2号の下欄に掲げる物質を運搬する車両の盗取が行われるおそれがあり、又は行われたときにおいて、当該車両の盗取を防止するための措置を講じること。

(18) 規則第17条の2第4項関係

「連絡体制」として整備しなければならない事項は、次の事項とする。なお、運搬統括責任者及び運搬実施責任者については、2.(20)を参照のこと。

(イ) 道路輸送の場合

1) 運搬する車両及び伴走車両ごとに相互に連絡通報を行うことができる通信設備を設けること。

2) 運搬中、運搬統括責任者が電話等により、運搬実施責任者から連絡を受ける場所（以下「指定連絡場所」という。）を指定すること。なお、令第48条の表第2号の下欄に掲げる物質を運搬する場合の指定連絡場所は、規則第17条の2第9項でいう妨害破壊行為等の脅威の存在下でその機能が維持出来るよう、見張人による出入り管理等が厳重に実施された場所に設置すること。

3) 指定連絡場所へ連絡をすべき時間間隔又は運搬経路上の連絡すべき場所を定めること。

4) 令第48条の表第2号の下欄に掲げる物質を運搬する場合は、運搬する車両、伴走車両及び指定連絡場所間の通信に盗聴が防止された複数の種類の異なる通信設備を設けること。また、これらの通信設備は運搬する車両及び伴走車両の複数の車両に分散して設置すること。ただし、特別な事由があり複数の通信設備を設置することが困難な場合は、同等な代替措置とすることができる。

(ロ) 鉄道輸送の場合

1) 指定連絡場所を指定すること。

2) 指定連絡場所へ連絡を行うべき予定停車駅（以下「予定連絡停車駅」という。）を定めること。

(19) 規則第17条の2第5項関係

(イ) 運搬統括責任者及び見張人又は運搬実施責任者及び見張人は、運搬開始前に運搬車両を検査すること。

(ロ) 運搬実施責任者及び見張人は、(イ)に定める措置の他、次の措置を講じること。

1) 道路輸送中において、伴走車両に添乗する等により運搬車両に随行すること。

2) 鉄道輸送中においては、輸送物を積載した車両又はその直前若しくは直後の車両に添乗すること。

(ハ) 運搬実施責任者は、(イ)及び(ロ)に定める措置の他、次の措置を講じること。

1) 規則第14条に定める「書類」を携帯すること。

2) 道路輸送中においては、2.(18)(イ)3)の連絡をすべき時間間隔又は運搬経路上の連絡すべき場所において、指定連絡場所へ連絡を行うこと。

3) 鉄道輸送中においては、予定連絡停車駅において指定連絡場所へ連絡を行うこと。

(ニ) 見張人は、(イ)及び(ロ)に定める措置の他、次の措置を講じること。

1) 他の輸送手段への積替え及び他の積荷の積替え時には、輸送物を連続的に監視す

るか施錠、封印等を頻繁に点検すること。

2) 道路輸送中においては、積載車両を連続的に監視すること。

3) 道路輸送中の駐車時及び停車時においては、輸送物又はコンテナを連続的に監視すること。ただし、積載車両が有がい車両である場合は、当該有がい車両を監視すること。

4) 鉄道輸送中の停車時においては、輸送物又は施錠、封印等を点検すること。

(ホ) 運搬中において予期しない長時間の駐車を行う場合であっても、実施可能な範囲で特定核燃料物質の保安及び防護のため必要な措置を行うこと。

(20) 規則第17条の2第6項関係

「運搬責任者」に相当する者として、運搬統括責任者及び運搬実施責任者を任ずるものとする。この場合において、運搬統括責任者は、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置について統一的に管理するため、運搬計画全体に係る管理的又は監督的地位にある者のうちから選任すること。

また、運搬実施責任者は、運搬統括責任者の命に従い、当該運搬に同行し、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な監督及び連絡を行うため、当該運搬に従事する者に対して必要な指示を行うことができる監督的地位にある者のうちから選任すること。

(21) 規則第17条の2第7項関係

(イ) 妨害破壊行為等に迅速に対応するため、治安当局とあらかじめ打ち合わせを行った上で、次の事項に考慮した緊急時対応計画を作成すること。

1) 妨害破壊行為等の未然防止のために必要な事項

2) 応急措置の実施のために必要な事項

3) 被害拡大防止のために必要な事項

4) 緊急時対応措置を確実に実施するための運搬従事者に対する教育及び訓練

(ロ) 特定核燃料物質の防護のために必要な体制を継続して適切に維持するため、次の事項を考慮した計画を作成すること。ただし、これらの事項が記載された文書が既に作成されている場合には、当該文書をもって、これに代えることができる。

1) 核セキュリティ文化の醸成（経営責任者の関与を含む）に関すること。

2) 品質保証に関すること。

3) 持続可能性プログラムに関すること。

(22) 規則第17条の2第8項関係

特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項の取扱いについては、「防護対象特定核燃料物質の輸送に係る核物質防護に関する情報の取扱いについて」（平成20年12月22日20文科科第919号、平成20・10・07原院第3号、国総技第84号）を踏まえ適切に管理すること。

(23) 規則第17条の2第9項関係

妨害破壊行為等の脅威に対応しなければならない核燃料輸送物等を運搬する場合には、その運搬に先立ち必要に応じ講じる防護措置について、別表第2の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の第2欄に掲げる所管課と十分な時間的余裕をもって打ち合わせを行うこと。

(24) 規則第19条関係

(イ) 第2項又は第3項の「関係者以外の者が当該核燃料輸送物、オーバーパック、コンテナ又はタンク（以下「運搬物」という。）に近づくことを防止する措置」とは、有がい車両の貨物室内部に当該運搬物を積載し、施錠すること、又は無がい車両に積載された当該運搬物を金属性のケージ等で覆い、当該ケージをボルト等により車両に固定する等の措置をいう。この場合において、当該ケージの表面は車両表面とみなす。

(ロ) 第2項又は第3項の「運搬中に積込み及び取卸しをしないこと」とは、発地において当該運搬物を積込み、運搬を開始した時点から、最終目的地である工場又は事業所に到着し、当該運搬物を取卸し、運搬が終了するまでは、当該運搬車両については、当該運搬物及び他の貨物の積込み及び取卸しを行ってはならないことをいう。

3. 核燃料輸送物の運搬の確認申請等

規則第20条に規定する核燃料物質等を運搬しようとする場合は、次の要領で原子炉等規制法第59条第2項に規定する国土交通大臣の確認を受けること。

(1) 第1号様式による核燃料輸送物運搬確認申請書並びに別表第1の第1欄に掲げる記載事項について、同表の第2欄の記載要領等に従って記載した運搬に関する計画書及びその添付書類正副2通を提出すること。

この場合において、当該申請書等は別表第2の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の第2欄に掲げる所管課に提出すること。

原則として申請者は、荷送人と運送人との連名によるものとする。ただし荷送人と当該輸送物についての責任を有する者とが異なる場合、当該輸送物についての責任を有する者も申請者とする。

(2) 申請書等の記載事項のうち、予定運搬日時、予定運搬経路その他軽微な事項の記載内容を変更しようとする場合には、変更の事由、内容を明らかにし、その旨を遅滞なく届け出ること。

また、確認を受けた場合には、確認に係る運搬についての記録を1年間保管すること。

4. 特別措置運搬承認申請

規則第19条第1項から第3項までの規定に基づき、核燃料物質等、核燃料輸送物等又は低比放射性物質等を運搬しようとする場合は、第2号様式による特別措置運搬承認申請書本文並びに別表第1の第1欄に掲げる記載事項について同表の第2欄の記載要領等に従って記載した承認申請書及びその添付書類正副2通を提出すること。

この場合において、当該承認申請書等は、別表第2の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の第2欄に掲げる所管課に提出すること。

なお、承認を受けた内容を変更しようとする場合には、変更の事由、内容を明らかにし、その旨当該手続きに準じて承認を受けること。

また、承認を受けた場合には、承認に係る運搬についての記録を1年間保管すること。

別表第1 運搬計画書等記載事項等

記載事項	記載要領等
<p>1. 運搬の目的</p> <p>2. 当該規定に従って運搬することが著しく困難な規定及びその理由並びに安全な運搬を確保するために特に講ずる措置(規則第19条第1項の規定に基づく承認申請のみ)</p> <p>3. 当該規定によらないで運搬することとする規定及びその理由、安全な運搬を確保するために特に講ずる措置、規則第19条第2項の表の下欄に掲げる基準への適合状況並びに当該規定によらないで運搬することとしても安全上支障がないことの説明(規則第19条第2項の規定に基づく承認申請のみ)</p> <p>4. 原子力規制委員会の承認の内容及び承認の理由、安全な運搬を確保するために特に講ずる措置並びに表面における線量当量率が2ミリシーベルト毎時を超え10ミリシーベルト毎時以下の核燃料輸送物を運搬する場合には、規則第19条第3項第1号及び第2号に掲げる基準への適合状況(規則第19条第3項の規定に基づく承認申請のみ)</p> <p>5. 荷送人及び荷受人の氏名又は名称及び住所</p> <p>6. 運送人の氏名又は名称及び住所</p> <p>7. 予定運搬日時</p> <p>8. 予定運搬経路 (1) 発地、着地、経路及び距離 (2) その他</p> <p>9. 運搬しようとする核燃料輸送物</p>	<p>○ 運搬する核燃料物質等の用途、発着地等を簡略に記載すること。</p> <p>○ 法人にあつては、その代表者の氏名を付記すること。</p> <p>○ 法人にあつては、その代表者の氏名を付記すること。</p> <p>○ (2)については、必要に応じ、道路名又は路線名、通過地点、区間距離、キロ程、所要時間、通過予定時刻、点検、運転者の交替予定等を記載し、運行経路図を添付すること。<u>また、特別の事由がある場合を除き、道路輸送にあつては緊急時における代替経路図についても添付すること。</u></p> <p>○ 承認申請の場合には、(2)及び(4)を除き、「核燃料輸送物」とあるのは「核燃料物質等、核燃料輸送物又は低比放射性物質等」と読み替えて記載すること。</p>

<p>(1) 核燃料輸送物の型式又は名称及び主要諸元</p> <p>(2) 核燃料輸送物の種類</p> <p>(3) 収納する核燃料物質等の名称、数量、放射能強度及び性状</p> <p>(4) 核燃料輸送物の輸送制限個数（核分裂性輸送物のみ）</p> <p>(5) 核燃料輸送物の線量当量率</p> <p>(6) 核燃料輸送物の輸送指数及び臨界安全指数</p> <p>(7) 核燃料輸送物に貼付する標識及び行う表示</p> <p>(8) 核燃料輸送物の個数</p> <p>(9) 核燃料輸送物の基準適合状況</p>	<p>○ (1)の主要諸元は、長さ、幅、高さ、重量等を記載すること。</p> <p>○ (2)については、IP-1、IP-2、IP-3、A、BM又はBU型輸送物（核分裂性輸送物）のように記載すること。また、核燃料輸送物に防護対象特定核燃料物質が収納されている場合には、運搬の取決めに関する規則（平成12年総理府令第12号）第2条の申請の際に記載する、運搬される特定核燃料物質の区分（区分Ⅰ、区分Ⅱ又は区分Ⅲ）を併記すること。</p> <p>○ (3)については、核燃料輸送物ごとに記載し、性状については、物理的、化学的狀態を記載すること。また、収納する核燃料物質等が汚染物である場合には、LSA-Ⅱ、LSA-Ⅲ、SCO-Ⅰ又はSCO-Ⅱの区分及びA₂値の倍数で示した運搬物の全放射能も記載すること。</p> <p>○ (5)については、その位置を付記又は図示すること。</p> <p>○ (7)については、第1類白標識、第2類黄標識又は第3類黄標識のうち、いずれのものを何枚貼付するのか及び臨界安全指数標識の貼付の有無、「A型」、「TYPE A」、「BM型」、「TYPE B (M)」、「BU型」、「TYPE B (U)」、「IP-1型」、「TYPE IP-1」、「IP-2型」、「TYPE IP-2」、「IP-3型」又は「TYPE IP-3」の文字のうち、いずれの表示を行うのか及び総重量の表示について記載し、また国連番号を表示する場合には、「UN」の文字に続け、その旨についても記載すること。</p> <p>○ (9)については、原子力規制委員会の運搬確認証の番号及び輸送容器の登録番号を記載し、当該確認証の写しを添付すること。 原子力規制委員会の運搬確認申請中のものにあつては、その旨並びに申請書</p>
---	--

<p>(10) 核燃料輸送物取扱上の注意事項 (11) 核燃料輸送物の外観図及び構造図</p> <p>10. <u>運搬しようとする特定核燃料物質の種類、総量等</u></p> <p>11. オーバーパックの概要</p> <p>(1) オーバーパックの名称及び主要諸元 (2) 収納し、又は包装する核燃料輸送物の型式又は名称、個数及びオーバーパックへの収納又は包装の方法 (3) オーバーパックの線量当量率 (4) オーバーパックの輸送指数及び臨界安全指数 (5) オーバーパックに貼付する標識</p> <p>(6) オーバーパックの個数 (7) オーバーパックの外観図</p> <p>12. コンテナの概要</p> <p>(1) コンテナの名称又は型式及び主要諸元 (2) 収納する核燃料輸送物及びオーバーパックの型式又は名称、個数及びコンテナへの収納方法 (3) コンテナの線量当量率 (4) コンテナの輸送指数及び臨界安全指数 (5) コンテナに貼付する標識</p>	<p>の日付及び番号を記載すること。</p> <p>○ (11)の外観図は、三面図及び鳥かん図によること。</p> <p>○ <u>プルトニウムにあってはプルトニウム 238 の同位体濃度を、ウランにあっては濃縮度を、使用済燃料にあっては吸収線量率が1グレイ毎時を超えるかどうかを併記すること。</u></p> <p>○ (1)の主要諸元については、長さ、幅、高さ、重量等を記載すること。</p> <p>○ (2)については、オーバーパックごとに記載すること。</p> <p>○ (3)については、その位置を付記又は図示すること。</p> <p>○ (5)については、第1類白標識、第2類黄標識又は第3類黄標識のうち、いずれのものを貼付するのかを記載し、臨界安全指数標識の貼付の有無についても記載すること。</p> <p>○ (7)については、三面図及び鳥かん図によること。</p> <p>○ 承認申請の場合には、(2)の「核燃料輸送物及びオーバーパック」を「核燃料物質等、核燃料輸送物等又は低比放射性物質等」と読み替えて記載すること。</p> <p>○ (1)の主要諸元については、長さ、幅、高さ、重量、適合規格等を記載すること。</p> <p>○ (2)については、コンテナごとに記載すること。</p> <p>○ (3)については、その位置を付記又は図示すること。</p> <p>○ (5)については、第1類白標識、第2類黄標識又は第3類黄標識のうち、いずれのものを貼付するの及びコンテナ標識並びに臨界安全指数標識の貼付の有無について記載し、また、国連番号を表示する場合には、その旨についても記載すること。</p>
--	---

<p>(6) コンテナの個数</p> <p>(7) コンテナの外観図</p> <p>(8) <u>コンテナの施錠、封印等</u></p>	<p>○ (7)については、三面図及び鳥かん図によること。</p> <p>○ <u>(8)については、施錠及び封印又はこれと同等以上の措置に係る詳細図を添付すること。</u></p>
<p>13. タンクの概要</p> <p>(1) タンクの名称又は型式及び主要諸元</p> <p>(2) 収納する低比放射性物質等の名称、数量、放射能強度及び性状</p> <p>(3) タンクの線量当量率</p> <p>(4) タンクの輸送指数及び臨界安全指数</p> <p>(5) タンクに貼付する標識</p> <p>(6) タンクの個数</p> <p>(7) タンクの外観図</p>	<p>○ (1)の主要諸元については、長さ、幅、高さ、重量、適合規格等を記載すること。</p> <p>○ (2)については、タンクごとに記載すること。名称については、L S A - I 又は S C O - I の区分も記載し、性状については、物理的、化学的性状を記載すること。</p> <p>○ (3)については、その位置を付記又は図示すること。</p> <p>○ (5)については、第1類白標識、第2類黄標識又は第3類黄標識のうち、いずれのものを貼付するのか及びコンテナ標識並びに臨界安全指数標識の貼付の有無について記載し、また、国連番号を表示する場合には、その旨についても記載すること。</p> <p>○ (7)については、三面図及び鳥かん図によること。</p>
<p>14. 車両及び積載方法</p> <p>(1) 車両の概要</p> <p>(2) 車両の外観図並びに積載方法及び固定方法</p> <p>(3) 車両の線量当量率</p> <p>(4) 車両に貼付する標識</p>	<p>○ (1)については、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車により運搬する場合には、当該運搬に使用する車両の許容積載量及び有がい、無がいの別を、自動車により運搬する場合には、当該運搬に使用する自動車の車名、型式、登録番号及び最大積載量を記載すること。また、自動車検査証の写しを添付すること。</p> <p>○ (2)については、三面図により示すものとし、積載位置、固定等に使用する用具、固定等の方法、標識の貼付、他の積載物等が明確にわかるように示すこと。</p> <p>○ (3)については、その位置を付記又は図示すること。</p> <p>○ (4)については、車両標識の貼付の有無について記載し、また、国連番号を表示する場合には、その旨についても記載</p>

<p>(5) 車両に積載する核燃料輸送物、オーバーパック、コンテナ及びタンクの型式又は名称、個数並びに輸送指数及び臨界安全指数のそれぞれの合計値</p>	<p>すること。</p> <p>○ (5)については、車両ごとに記載すること。</p>
<p>15. 運搬実施体制</p>	
<p>(1) 運搬統括責任者、運搬実施責任者、<u>見張人</u>、同行する専門家及びその他の運搬従事者</p>	<p>○ (1)において運搬統括責任者については職名、氏名及び連絡先を、運搬実施責任者については職名及び氏名を、<u>見張人については人数を</u>、同行する専門家についてはその氏名、所属、資格等を、その他の運搬従事者については人数を記載すること。ただし、規則第19条第1項から第3項までの規定に基づく承認申請の場合には、その他の運搬従事者の全氏名も記載すること。</p>
<p>(2) 放射線管理要領</p>	<p>○ (2)については、車両、核燃料輸送物、コンテナ等の線量当量率の管理、線量当量率、測定機器、保護具等について記載すること。</p>
<p>(3) 被ばく管理要領 (規則第19条第1項から第3項までの規定に基づく承認申請のみ)</p>	<p>○ (3)については、運搬従事者の被ばく線量の測定、記録等の体制、その他被ばく管理に係る必要な事項を記載すること。</p>
<p>(4) 運搬要領</p>	<p>○ (4)については、運搬時における駐車要領、監視及び点検要領、踏切通過要領、梯団時の隊列による運行体制等を記載すること。</p>
<p>(5) <u>連絡体制</u></p>	<p>○ <u>(5)については、通信設備、指定連絡場所、連絡をすべき時間間隔又は場所等を記載すること。</u></p>
<p>(6) 荷役作業要領</p>	<p>○ (6)については、荷役時における作業要領、安全対策、使用する機器又は用具の種類等について記載すること。</p>
<p>(7) 事故時の措置</p>	<p>○ (7)については、事故時の応急措置、連絡先等を記載すること。</p>
<p>16. 放射線防護計画</p>	<p>○ 放射線防護計画の内容、その他必要な事項を記載すること。</p>
<p>17. 教育及び訓練</p>	<p>○ 運搬従事者に対する教育及び訓練の内容、その他必要な事項を記載すること。</p>
<p>18. 緊急時対応計画</p>	<p>○ 緊急時対応の概要を記載すること。</p>
<p></p>	<p>○ 防護の措置を継続して適切に維持するための取り組みについて、概要を記載すること。</p>
<p>19. 情報管理</p>	<p>○ 情報の管理方法を記載すること。</p>

<p>20. 特定核燃料輸送物等の運搬に係る措置等</p> <p>21. その他</p>	<p>なお、申請各社が別途定める情報管理方法を記載した書類等を添付することにより、この記載に変えることができる。</p> <p>○ <u>規則</u>第17条の2第9項に定める核燃料輸送物等を運搬する場合には、同条に規定する国土交通大臣が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対し講じた必要な措置の詳細について記載した書類を添付すること。</p> <p>○ 運搬する核燃料物質等が本邦外を運搬されるものである場合には、取扱要領本文2.(11)に掲げる携行書類の記載事項(以下「携行書類の記載事項」という。)のうち、1)から4)までの事項及び当該核燃料物質等が専用積載で運搬されなければならないものである場合には、携行書類の記載事項のうち、13)の事項についても記載すること。ただし、1)から15)までの記載事項の内容に含まれていない場合に限る。</p>
--	---

備考

1. 用紙は、日本工業規格A列4番の大きさとし、鮮明にコピーできるものとする。ただし、この大きさによることが困難なものについては、折りたたんだ状態でこの大きさとする。
2. 下線を付した事項については、令第48条の表第2号の下欄に掲げる物質を運搬する場合に限る。

別表第2 申請先

区 分	所 管 課
(1) 当該運搬が鉄道、軌道、索道若しくは無軌条電車によってなされる場合	鉄道局安全監理官
(2) 当該運搬が自動車若しくは軽車両によってなされる場合	自動車局環境政策課

第1号様式（核燃料輸送物運搬確認申請書）

核燃料輸送物運搬確認申請書

正本には、所定の金額の収入印紙を貼り、消印しないこと。

国土交通大臣 殿

文 書 番 号
年 月 日

申請者の氏名
又は 名 称
住 所
連 絡 先

印

別添の運搬計画書に記載する核燃料輸送物の運搬につき、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条第2項の確認をして戴きたく申請いたします。

備考 申請者は、氏名又は名称を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第2号様式（特別措置運搬承認申請書）

特別措置運搬承認申請書

国土交通大臣 殿

文 書 番 号
年 月 日

申請者の氏名
又は名称
住 所
連 絡 先

印

核燃料物質等車両運搬規則第19条第1項の規定に基づき、下記の核燃料物質等の運搬について承認して戴きたく申請いたします。

記

備考 申請文中「第19条第1項」は、当該申請が規則第19条第2項に基づく場合には、「第19条第2項」と、当該申請が規則第19条第3項に基づく場合には、「第19条第3項」と、第19条第1項及び第3項に基づく場合には、「第19条第1項及び第3項」等と書き換えること。

また、申請者は、氏名又は名称を記載し、押印することに代えて、署名することができる。